

官報

号外

平成二十九年二月十六日

○第百九十三回 衆議院會議録 第六号

平成二十九年二月十六日(木曜日)

午後一時 本會議

○本日の會議に付した案件

所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
高市総務大臣の平成二十九年地方財政計画についての発言並びに地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明並びに質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) 御報告することがあります。

永年在職議員として表彰された元議員小里貞利君は、昨年十二月十四日逝去されました。痛惜の念にたえません。謹んで御冥福をお祈りいたします。

小里貞利君に対する弔詞は、議長において去る九日既に贈呈いたしております。これを朗読いたします。

(総員起立)

衆議院は、多年憲政のために尽力され、特に院議をもつてその功勞を表彰され、さきに運輸委員長、国家基本政策委員長の要職につき、またしばしば國務大臣の重任にあたられた正三位勲一等小里貞利君の長逝を哀悼しつつしんで弔詞をささげます。

所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、所得税法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。財務大臣麻生太郎君。

(國務大臣麻生太郎君登壇)

○國務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨を御説明申し上げたいと存じます。

本法律案は、日本經濟の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築、經濟の好循環の促進、酒類間の税負担の公平性の回復、國際的な租税回避への効果的な対応などの観点から、国税に関し、所要の改正を一体として行うものであります。

以下、その大要を申し上げます。

第一に、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築するという観点から、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行うこととしておりあります。

第二に、經濟の好循環を促す観点から、研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直し、中小企業向け設備投資促進税制の拡充等を行うこととしておりあります。

第三に、酒類間の税負担の公平性を回復する等の観点から、酒税の税率構造及び酒類の定義の見直しを行うこととしておりあります。

第四に、より効果的に國際的な租税回避に対応する観点から、外国子会社合算税制の見直しを行うこととしておりあります。

このほか、災害に関する特例の配備を行うことにも、土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこととしておりあります。

以上、所得税法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げた次第であります。(拍手)

所得税法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。鷲尾英一郎君。

(鷲尾英一郎君登壇)

○鷲尾英一郎君 私は、民進党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する等の法律案につきまして質問をいたします。(拍手)

先月の經濟財政諮問會議に提出された中長期の經濟財政に関する試算によりますと、財政健全化の指標である基礎的財政収支、プライマリーバランスは、經濟再生ケースであっても、二〇二〇年度の赤字額が国、地方を合わせて八・三兆円となり、昨年七月時点の試算から二・八兆円悪化すると思込まれました。

今回、赤字幅が拡大したのは、企業業績が悪化し、一六年度の税収見通しが当初想定より下振れしたことを試算に反映したためとされております。安倍総理は、ことし年頭の記者会見で、鳥が大空をかけるように颯爽と三本の矢を打ち続けるとおっしゃいましたが、税収減となり、デフレ脱却が遠のいている現実に鑑みれば、アベノミクスという言葉自体が空洞化していると言わざるを得ません。

政府は、二〇一八年度にプライマリーバランスの赤字幅をGDPの1%に抑え、二〇二〇年度にプライマリーバランスを黒字化するという目標を掲げています。しかし、今回の税制改正、さらには平成二十九年予算案の内容を見ても、政府が財政健全化に向けた取り組みを強化する気配はなく、達成への意思を感じることができません。他方で、平成二十九年予算案の見出しだけ

平成二十九年二月十六日 衆議院會議録第六号

所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する鷲尾英一郎君の質疑

二

は、経済再生と財政健全化を実現する予算となっています。びぼう策を重ねて、歳入を大きく、歳出を小さく見せていますが、財政健全化を実現する予算は言い過ぎではありませんか。空疎な言葉は政治の信用を失うことにつながります。

もはや言葉に力を失ったアベノミクス、三本の矢を幾ら打ち続けると言ってみても、絶望的な財政健全化を実現すると宣言することも、国民に誠実な姿勢とは言えません。

壮大な社会実験であるアベノミクスがどうやらうまくいかないようであれば、違う方法、やり方にバージョンアップするか、別の戦略を打ち出すべきです。それとも、このまま実現不可能なことを言い続けるのでしょうか。本当に財政健全化目標を達成できるのでしょうか。あわせて、総理にお尋ねいたします。

表面的には失業率は低下し、完全雇用の状態と言えます。完全雇用の状態で実質成長率がゼロ%近傍であることを考えれば、今回の完全雇用はほぼゼロ成長のもとで実現してしまっていて、日本の労働市場の観点に立つと、日本が安定的に実現できる成長率はゼロ%ということになります。

安倍首相は、アベノミクスが成功した暁には実質二%成長が実現するとしていたはずであり、もはや違う処方箋を書くしかないと考えます。

中身を見ると、人手不足の主体が圧倒的に非製造業となっており、労働生産性の低い非製造業主導の人手不足のもとでは、実質賃金の上昇ペースは鈍くなります。

団塊の世代が六十五歳を超える中、男性の労働参加率が今後高まる余地は限られ、二〇二二年ごろから労働参加率の上昇が女性のみで、ついに日本の女性労働参加率はほぼ米国に並んだ状態です。もはや、日本の女性の労働参加率を、国際比較の観点で低いと言うことはできません。

完全雇用であり、実質賃金が上がらず、したがって消費が伸び悩む日本経済において、政府が書かなければならない処方箋はアベノミクスの加速化という空疎な言葉ではないと思います。

特に、自身の経済政策はうまくいっているといいながらも、新しい判断として消費税増税を二度も先送りしました。これは、消費が伸び悩むというアベノミクスが解決できていない問題により、消費税増税が可能な経済状況をつくり出すことができなかった結果です。これにより社会保障の充実が滞り、かえって消費抑制、生活防衛の影響が出ています。

次は必ず消費税を上げるのでしょうか。これまでも、アベノミクスの矢を打ち続けても、消費税増税が可能な経済状況をつくり出すことができなかったのに、平成三十一年十月までにどうやって経済状況を好転させるのでしょうか。

実質賃金を上げ、消費を拡大させ、消費税を上げるための方法について、総理の明確な答弁を求めます。

次に、所得税法の改正内容である配偶者控除、配偶者特別控除の見直しについて伺います。

昨年九月、安倍総理は、政府税制調査会総会で所得税について、多様な働き方に中立的な仕組みをつくる必要があると表明しました。しかし、議論が進むにつれて尻すばみになり、結局、控除対象配偶者の年収要件を百三万円以下から百五十万円以下に広げるびぼう策となつてしまいました。そもそも配偶者控除の見直しは、女性の働き方改革の一環として提起されてきたはずですが、しかし、この改正は、百五十万円という新しい壁をつくつたにすぎず、働き方に中立や、所得控除から税額控除という方向性に全く逆行するものです。

パート主婦等控除対象配偶者の就労拡大を妨げ

ているのは、所得税法上の年収制限だけではありません。年収が百三十万円以上になると、社会保障料を納めなければならなくなる百三十万円の壁があります。加えて、昨年十月からは、五百一人以上の企業で働くなどの条件を満たすパート主婦には百六万円から社会保険料負担が生じていますから、新たに百六万円の壁ができています。

こうした社会保険料負担と税の調整もせずに配偶者控除対象配偶者の年収上限を単純に引き上げても、その就労拡大の効果は余り期待できません。

当初、総理や与党幹部が明言していた、働き方に中立という仕組みをつくれなかったのはなぜでしょうか。あわせて、社会保険料の適用によつてできる壁を、事業者及び配偶者本人の給与収入に給付金を補填することで就労調整が起これにくくなると考えますが、この点、御考慮いただけないでしょうか。麻生大臣に御所見を伺います。

総務省統計局の調査によれば、アベノミクスを境にして、所得分布の変化、特に年間収入階級の四百万円から七百万円の階級が減少し、上下に二極化していることが見受けられます。所得や世代、地域、性別など、その格差の拡大に伴つて、社会の中で分断が起これ始めています。

我が党は、進みつつある社会の分断化を食い止め、全ての人を包摂する社会を実現していきたいと考えています。税制もその目的に資する改革を目指さなければならぬと考え、そのための対策を用意しております。

税制における所得再分配機能を強化し、実質的に全ての人に基礎的な所得を保障することにつながる所得税改革、無年金者、生活保護世帯を減らし、社会保障制度再編の起爆剤にいく日本型ベーシックインカム構想です。

その第二段階として、まずは従来の所得控除を税額控除に変えます。所得控除では、税率が高いほど控除額が上がりますから、所得の高い人の方が減税額が大きいのです。これを税額控除にする、累進税率を変えなくても、所得の再分配機能は大きく強化されることになります。

具体的には、基礎控除を税額控除に変えます。配偶者控除、扶養控除は廃止、縮小、統合し、新たに世帯控除を創設します。これにより、百三万円の壁は極めて低くなり、税制はライフスタイルにほぼ中立になります。

次の段階としては、給付つき税額控除の導入です。給付つき税額控除とは所得税減税と給付を組み合わせた制度で、諸外国では既に導入が進んでいるものです。具体的には、就労により得た所得に応じ減税額をふやすことで就労を促進する就労税額控除を、給与所得控除を再編成して導入します。勤労意欲の低下を防ぎつつ、中低所得者の手取りをふやします。しかも、現金給付ではなく社会保険料の支払いとして充てることで、年金保険料未納問題の解決、ひいては将来的に生活保護に陥る方々をなくしていくことにもつながります。

我が党は、以上申し上げた日本型ベーシックインカム構想実現に向けた法案を準備しております。政府もこの提案を受けとめ、実現に向けて検討を進めていくべきかと考えますが、総理の見解を伺いたいと思います。

最後に、自動車関連税制について伺います。自動車関連税制は、本来であれば、消費税率の一〇%への引き上げと同時に、自動車取得税の廃止を初めとする抜本的見直しが行われるはずでした。しかし、消費増税先送りにより、見直しが行われないどころか、エコカー減税、グリーン税制が縮小される方向性が打ち出されました。

自動車産業は非常に裾野が広い産業であることから影響が大きい上に、地方では自動車は生活の足となつています。そうしたところで負担をふやすということは、景気や消費の足を引っ張ることになるのではないかと懸念しますが、麻生大臣の御所見を伺います。

安倍内閣は、アベノミクスの成果を語るべき、都合のよい数字だけをつまみ食いし、間違つた現状認識で間違つた処方箋を出してしまつています。せっかくの高い支持率というポリティカルアセットをうまく生かし切れておりません。今こそ、迅速に、大きな税制改革を行い、時代に合った税制に変革することが、そのポリティカルアセットの使い道だと確信いたしております。

我々は、政府・与党に不都合な真実を突きつけるだけでなく、建設的に税制改革案を提示し、皆さんの共感を得て、結果として社会の分断化を食い止め、日本の成長と全ての人を包摂する社会の実現を両立させることをお約束申し上げ、私の代表質問いたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

〔内閣総理大臣安倍晋三君登壇〕

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 鷲尾英一郎議員にお答えをいたします。

財政健全化目標についてお尋ねがありました。安倍内閣においては、政権交代後、名目GDPは九・五％、四十七兆円増加、実質GDPも五・三％、二十六兆円増加し、過去最高の水準となりました。国、地方を合わせた税収は二十二兆円増加、新規国債の発行額が十兆円減少し、国の一般会計プライマリーバランスを十四兆円改善させました。二〇一五年度のプライマリーバランス赤字半減目標も達成いたしました。

また、来年度予算案においても、六百兆円経済

の実現を目指した取り組みを進めるとともに、かつて毎年一兆円ずつふえていた社会保障費の伸びを本年度予算に引き続き五千億円で抑えるなど、経済再生と財政健全化の両立を進める予算とされています。

確かに、二〇二〇年度のプライマリーバランスの赤字が五・五兆円から八・三兆円になったことは事実であります。しかし、金融政策、財政政策、成長戦略の三本の矢の政策により、経済の好循環の拡大を通じ、消費が改善することによって、また、金融資本市場の推移いかんによつて、税金等が内閣府の中長期試算で示した水準を上回つて増加する余地があると考えています。

重要なことは、つじつま合わせのためにプライマリーバランスを一時的に改善させるようなことではなく、経済をしかりさせて税収を上げていくことです。

大切なのはやはり実体経済であり、その中でも特に雇用が大切です。安倍内閣において、国民生活にとつて最も大切な雇用は大きく改善しております、就業者数は百七十七万人増加、正規雇用についても、一昨年、八年ぶりにプラスに転じ、昨年と合わせて七十七万人増加し、有効求人倍率は史上初めて四十七全ての都道府県で一倍を超えるなど、全国津々浦々で確実に経済の好循環が生まれています。

大切なことは、プライマリーバランスを改善し、債務残高対GDP比を着実に引き下げることです。そのためには、経済成長を実現し、税収を上げなければなりません。ナローパスではありませんが、経済再生を図りながら、歳出を削減し、二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化、債務残高対GDP比の着実な引き下げを達成してまいります。

今後の経済財政運営についてお尋ねがありました。

先ほども申し上げたとおり、これまでの安倍内閣の取り組みにより、政権交代後、極めて短い期間でデフレではないという状況をつくり出す中で、GDPは過去最高の水準となりました。特に、就業者数が百七十七万人増加したように、国民生活にとつて最も大切な雇用が大きく改善するなど、全国津々浦々で確実に経済の好循環が生まれています。

この流れをより確かなものとするため、ことしの賃上げに向けて、少なくとも昨年並みの水準の賃上げ、特に四年連続のベアの実施、期待物価上昇率も勘案した賃上げの議論等を産業界に対してお願いしているところです。

また、一億総活躍社会の実現に向けた最大のチャレンジである働き方改革を断行します。

同一労働同一賃金を実現し、正規と非正規の労働者の格差を埋め、若者が将来に明るい希望を持てるようにすることにより、中間層の厚みを増し、より多くの消費につなげてまいります。

引き続き、あらゆる政策を総動員して、デフレ脱却、そして力強い成長を目指していきます。

消費税率の一〇％への引き上げは、二年半延期することとしましたが、世界に冠たる社会保障制度を次世代に引き渡す責任を果たすとともに、市場や国際社会からの国の信頼を確保するために必要なものであり、経済財政運営に万全を期し、平成三十一年十月には引き上げを実施いたします。

就労税額控除等についてお尋ねがありました。まずは、現在所得控除方式をとっている基礎控除などの人的控除等における控除方式のあり方については、所得再配分機能を回復する観点から、御指摘の税額控除方式も含め、幅広く検討を行つてまいります。

てまいります。

また、就労税額控除については、就労インセンティブを高めながら低所得者対策を行うといった政策目的のもと、勤労所得等を有する者に対し、所得等に応じて税額控除や給付を行う制度であると承知していますが、これを検討するに当たっては、低所得者対策全体の議論の中で、生活保護制度など同様の政策目的を持つ制度との関係を十分に整理することが必要と考えます。

さらに、所得や資産の把握が難しいといった問題や、過誤、不正受給といった支給の適正性の確保など多岐にわたる課題があり、慎重な検討が必要と考えます。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔国務大臣麻生太郎君登壇〕

○国務大臣(麻生太郎君) 配偶者控除等の見直しと車体課税について、二問お尋ねがあつております。

まず、配偶者控除の見直しについては、働き方に中立的な仕組みを構築していくには、パートの方々など、一定の年収以下となるよう労働時間を減らす就業調整問題を解消するなどの取り組みが必要であります。今回の見直しは、まさにこうした課題に対応するために行うものであり、働き方に中立的な仕組みの構築に寄与するものと考えております。

また、社会保険料の適用による壁に対応するため、保険料負担については、事業者や被雇用者本人に収入を補填するという御提案がありました。これにつきましては、財源の問題やパートなどの被雇用者と自営業者との保険料負担の公平性といったさまざまな問題があるものと考えております。

平成二十九年二月十六日 衆議院会議録第六号

所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する上田勇君の質疑

四

いずれにせよ、就業時間の調整問題につきましても、税制や社会保障制度の見直しだけで解決するものではなく、民間企業においても配偶者手当のあり方を検討していただくなど、多角的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、自動車関連税制についてのお尋ねがありました。

エコカー減税につきましては、燃料性能がよりすぐれた自動車の普及を促進するという観点から、対象範囲を見直すことといたしております。

その見直しに当たりましては、段階的に基準を引き上げるなど、きめ細かな工夫を盛り込んだところでもありまして、日本経済における自動車産業の重要性や消費への影響という観点にも配慮したものといたしております。(拍手)

○議長(大島理森君) 上田勇君。

(上田勇君登壇)

○上田勇君 公明党の上田勇です。

私は、公明党を代表し、所得税法等の一部を改正する法律案について、安倍総理並びに財務大臣に質問いたします。(拍手)

安倍内閣、与党は、この四年間、デフレ脱却と経済再生を最優先の課題として、金融政策、財政政策、成長戦略を推進してきました。その結果、雇用・所得環境は大きく改善しています。

他方、個人消費や設備投資は力強さを欠く状況にあり、その背景には、人口減少、少子高齢化といった社会の構造的な問題があります。内閣、与党は、日本再興戦略に基づき成長力を強化し、一億総活躍プランに基づき社会の構造的な課題に対処し、日本経済を再生させるために着実に政策を推進させてきました。

本法案は、与党の税制調査会で議論し、昨年末に決定した税制改正大綱の内容を実行するための

ものであり、税制の面から経済の好循環を実現する後押しをするものだと考えています。

以下、法案の内容について質問いたします。初めに、個人所得税の配偶者控除、配偶者特別控除の見直しについて伺います。

現行制度では、百三万円の壁とされているように、配偶者の給与収入が百三万円を超えると世帯の手取り収入が減ると認識され、それを防ぐために、本当はもっと働きたい人でも就業調整を行っている傾向があると指摘されています。このことは、労働者、経営者双方にとって不利益となつていきます。最低賃金の引き上げやパート賃金等が上昇する中で、就業調整への懸念がさらに強まっています。

これに対処するため、本法案では、控除の適用対象を給与収入百五十万円まで引き上げ、パート労働者等の税負担を軽減するとともに、就業調整を意識しなくて済むような仕組みに改正をします。

総理に、配偶者控除等を見直す意義並びに控除の上限を百五十万円とする理由について伺います。

現行制度でも、配偶者特別控除制度によって、配偶者の給与が百三万円を超えた場合でも、税負担によって世帯全体の手取り収入が逆転することがない仕組みにはなっています。しかし、企業等が家族手当の支給基準に援用しているケースが多いことや、また、心理的な壁として作用しているのではないかと指摘もされています。

企業等に対しては、社員の収入を減少させることがないようにしながら、家族手当のあり方や支給基準等の見直しを行うよう働きかけていく必要があると考えますが、総理の御所見を伺います。

所得税制については、近年の経済社会の構造変化に対応するための改革を引き続き行っていく必

要があると考えます。

今回の改正は、あくまでパート労働者等の就業調整という緊急な課題に対応するためのものです。

今後、検討していかなければならないテーマには、第一に、現行制度が働き方の選択に中立な制度とはなっていない、公平性に欠けるとの指摘への対応です。

第二に、所得格差の拡大が強く認識されている中で、所得再分配機能を強化していく必要性が高まっています。これまで、給与所得控除に上限額を設定するなどの改正を行ってきましたが、さらに、基礎控除を含めた人的控除のあり方について、例えば所得控除から税額控除方式への変更や、高所得者の控除額の通減、消失などの見直しを考えられます。

第三には、雇用の流動化や働き方の多様化が進んでいます。所得の種類にに応じた負担調整の仕組みを、ライフスタイルに合わせて多様な働き方を選択できる仕組みにしていけるべきであるとの意見もあります。

こうした制度の改革を実施すると、働き方や家族のあり方によって、増税になる場合も減税になる場合もあり、幅広い国民の理解を得ながら丁寧に議論を進めていくべきであることは当然であります。

総理の、所得税制のあるべき姿と今後の議論の方向性についてのお考えを伺います。

その関連で、寡婦控除制度について伺います。現行制度では、一旦結婚した後に配偶者と死別または離婚した場合には適用されますが、未婚の場合には、扶養する子供がいても適用されません。生活に困窮している世帯も多く、地方自治体においては、保育料や公営住宅家賃等の基準にお

いてみなし適用しているケースも少なくありません。

一億総活躍社会を目指す観点から、適用拡大について検討するべきであると考えますが、総理のお考えを伺います。

次に、デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置について質問します。

本法案では、研究開発税制の適用対象の拡大、所得拡大税制の拡充など法人税制の改正のほか、積立型NISAの創設などの改正を行います。

所得拡大促進税制については、賃金引き上げに取り組む企業を支援するため、平成二十四年度から給与支給総額が一定割合以上増加した企業に対して、増加額の一〇％を税額控除する制度が導入されています。財務省の租税特別措置の適用実態調査においては、平成二十六年年度には適用額が約二千五百億円、二十七年年度には約二千八百億円と、かなり活用されていることがわかります。

本法案では、税額控除額を拡大し、さらに中小企業については上乗せする拡充を行います。

これまで税制が賃上げにどのよう効果を発揮してきたと評価されているのか、また、本法案による拡充によって期待される効果について、総理の御認識をお伺いします。

我が国経済の土台であり、地方も含めた雇用を支えているのは、中堅・中小事業者であります。本法案では、地域中核企業向け設備投資促進税制の創設、事業承継税制の改善など各種税制支援措置が講じられることとなっています。

その中で、償却資産に係る固定資産税の減額措置について質問します。

固定資産税は、企業の利益や規模にかかわらず課税されるもので、積極的な設備投資を計画している小規模事業者にとって大きな負担となり、投資をちゅうちゅうする原因ともなっていると

れています。昨年度の改正において、公明党の強い要請によって、製造業の機械、装置を対象に減税措置が導入されました。

本法案では、適用対象をサービス産業の取得する一定の工具、器具、備品等に拡大することとしています。GDPの七割を占めるサービス産業の低生産性が重要な課題となっている今日、小規模サービス産業の生産性向上を後押しし、地域経済の活性化に寄与するものと考えますが、総理の御所見を伺います。

次に、酒税の見直しについて伺います。

ビール、発泡酒、新ジャンルなどの類似した酒類間の税率の差が小売価格の差となり、商品開発や販売戦略に大きな影響を与えてきました。その格差が余りに大きくなっていることから、消費者の本来の嗜好が消費行動にストレートに反映されないほか、生産、流通事業者にもさまざまな弊害が発生してきました。

本法案では、十年間をかけて税率を段階的に一本化していくこととしています。ビール価格が下がる一方、発泡酒、新ジャンルは値上げになります。それに伴い負担が増加する世帯も少なくないと考えます。実施に当たっては、経済情勢などを注視し、家計への影響を勘案しながら慎重に実施すべきであると考えますが、総理並びに財務大臣のお考えを伺います。

次に、本法案では、一時的に在住する外国人同士の相続に、国外財産を相続税の課税対象から除外する改正を行います。

我が国で就労する外国の専門職や経営者などの高度人材が、日本に在住している間に不幸にして相続が発生することとなった場合に、本国の資産に多額の相続税が課税されるのではないかと不安があります。このことが日本国内で仕事をすることを躊躇する際の障害になっているとして、

改善の要望が出されてきました。

本改正によってそうした懸念は解消され、海外からの高度人材の受け入れ促進に寄与するの、か、総理の御所見を伺います。

本法案は、日本再興戦略と一億総活躍プランを促進し、日本経済を再生するための必要な税制上の措置を実施するものであります。平成二十九年予算とあわせて早期に成立させる必要があることを訴えて、質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 上田勇議員にお答えをいたします。

配偶者控除等の見直しについてお尋ねがございました。

配偶者控除等については、配偶者の収入制限を百三万円から百五十万円に引き上げるなどの見直しを行うこととしました。これは、パート労働者が週三十時間働いた場合の年収水準なども踏まえた見直しであります。これにより、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる環境づくりに寄与するとともに、人手不足の解消を通じて日本経済の成長にも資することが期待されるものと考えています。

企業の家族手当のあり方等についてお尋ねがありました。

就業調整を意識しなくて済む仕組みの構築は、税制だけで達成できるものではありません。御指摘のように、企業の配偶者手当に配偶者の収入制限があることも就業調整の大きな要因の一つと考えています。

経団連は、一月十七日に取りまとめた経労委報告で、配偶者手当の再点検や見直しの検討を企業に促しております。一月二十五日の経済財政諮問会議では、私からも企業の配偶者手当の見直しなどの取り組みをお願いしました。

引き続き、労使の真摯な話し合いのもと、前向きな取り組みが行われるよう働きかけていきたいと考えています。

所得税制のあるべき姿等についてお尋ねがありました。

平成二十九年年度の与党税制改正大綱においては、所得再分配機能の回復の観点から、現在所得控除方式をとっている基礎控除などの人的控除等における控除方式の見直し、多様な働き方を踏まえた、所得の種類に応じた控除と人的控除のあり方の全体としての見直しなどの個人所得課税改革の方向性が示されています。

個人所得税改革については、御指摘のように、負担構造のあるべき姿について検討が必要であることから、引き続き丁寧な検討を進めてまいりたいと考えています。

寡婦控除についてお尋ねがありました。

寡婦控除については、平成二十九年年度の与党税制改正大綱においては、家族のあり方にもかかわる事柄であることや他の控除との関係にも留意しつつ、夫との死別、離婚等の事情に基づく配慮という制度の趣旨も踏まえながら、所得税の諸控除のあり方の議論の中で検討を行う旨が示されているところです。与党における検討も注視しつつ、必要な検討を行ってまいりたいと考えております。

所得拡大促進税制についてお尋ねがありました。

安倍内閣においては、平成二十五年度において所得拡大促進税制を創設し、その後、拡充を行ってまいりました。

平成二十七年年度の適用金額は、議員御指摘のとおり約二千八百億円となっており、多くの企業が賃上げに際して本税制を活用しております。中小企業も含め、今世紀に入って最も高い水準の賃上げが三年連続で実現しておりますが、政労

使会議の開催といった取り組みのほか、こうした税制も一つのきっかけとなったものと考えております。

平成二十九年年度税制改正においては、この所得拡大促進税制について、中小企業の賃上げへの支援を重点的に行うなど、めり張りをつける見直しを行い、賃上げのインセンティブを強化します。こうした改正を受けて、企業における賃上げがより一層進むことを期待しています。

償却資産に係る固定資産税の減額措置についてお尋ねがありました。

地域経済を支える中小企業の収益の拡大を実現し、経済の好循環を確かなものとするため、平成二十八年年度税制改正において、中小企業の生産性を高める機械、装置の設備投資について、固定資産税の特例措置を講じたところであります。

今般の税制改正においては、この特例措置の対象に器具、備品、工具等を加え、小規模なサービス産業の生産性向上などを後押しすることとしています。

その際、固定資産税が市町村財政を支える安定した基幹税であることも踏まえ、制度そのものは堅持しつつ、地域や業種について重点化を図ることとしたところであります。

この特例措置は、一定の要件を満たす経営計画を持った企業であれば、赤字であっても活用できるものです。中小・小規模事業者の集中的な攻めの投資を促し、景気回復の風を全国津々浦々にお届けしてまいりたいと思います。

酒税改革についてお尋ねがありました。

今回の改革では、ビール系飲料に対する酒税の税率格差を三段階で解消し、平成三十八年十月に一本化することとしております。税率の見直しに当たっては、自民党、公明党の税制改正大綱に示されたとおり、消費者への影響

に配慮して、税率の段階的な見直しの都度、経済状況を踏まえ、家計への影響等を勘案した上で実施してまいります。

国外財産に対する相続税の納税義務の見直しについてお尋ねがありました。

日本経済のさらなる活性化を図り、競争力を高めていくため、優秀な外国人材を我が国に積極的に呼び込んでいくことが重要です。

御指摘のように、駐在等の一時的に日本に住所を有する外国人について、本国にある自宅等の国外資産にも相続税が課される可能性がある、そのような不安が外国人材の来日の阻害要因の一つとなつてゐるの声をありました。

今般の法案においては、こうした御意見等も踏まえ、一時的に日本に住所を持つ外国人同士の相続税については、本国の資産には日本の相続税を課さないこととしており、外国人材の受け入れの促進につながるものと考えております。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁させます。(拍手)

(国務大臣麻生太郎君登壇)

○国務大臣(麻生太郎君) 酒税改革についてお尋ねがあつております。

今回の改革に当たりましては、御指摘のように、ビール系飲料のうち、新ジャンルなどの税率が引き上がることを踏まえて、これによる消費者への影響などをよく確認しながら改革を進めていくことが必要であると考えております。

このため、今回の法案では、税率見直しの都度、経済状況を踏まえ、酒税の負担の変動が家計に与える影響等を勘案して検討を加え、必要があれば所要の措置を講ずると明記をいたしてあり、この検討規定に沿つて、適切に対応してまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 宮本岳志君。

(宮本岳志君登壇)

○宮本岳志君 私は、日本共産党を代表して、所得税法等一部改正案について、安倍総理に質問いたします。(拍手)

さきに成立した二〇一六年度第三次補正予算では、国の税収が一・七兆円も下方修正され、一・九兆円の赤字国債の追加発行を余儀なくされました。

さらには、足元の消費を見ても、GDP統計で、昨年十月から十二月の個人消費がマイナスになるなど、アベノミクスの破綻はもはや明白であります。にもかかわらず、総理は施政方針演説で、アベノミクスにより経済の好循環が拡大していると強調しました。

税収が大幅に落ち込んでいながら、日本の経済はよくなつてゐると言われるのはどうしてか、その落ち込みの原因を具体的に答ええていただきたい。

個人消費の低迷は、GDP統計を見ても明白です。第二次安倍政権の四年間で、日本のGDPは、名目で約四十四兆円、実質では約二十五兆円ふえ、最高水準になつたなどと誇つていますが、その中身は、国民にとつて単純に喜べるものではありません。

物価上昇を加味した実質GDPは、約二十五兆円の増加で、約五％伸びたのに対し、GDPの六割を占める個人消費の実質的な伸びは一・六兆円の増加。わずか〇・六六％の成長にすぎません。これでどうして経済の好循環が実現していると言えるのか。これで国民が豊かになつたと言えるのか。しかとお答えいただきたい。

総理は、政権発足前の二〇一二年総選挙で、行き過ぎた円高を是正すると各地で訴え、政権発足

後は、経済政策の柱として、大胆な金融緩和を中心とするアベノミクスを進めてまいりました。

同時に、円・ドルの為替相場は、一ドル八十円台から百二十円台へと急激に円安に振れたことは、確かに事実であります。

急激な円安は、自動車産業など輸出大企業の収益を大きく改善させ、史上最高の収益をもたらす一方、食料品や、電気、ガスなどの輸入価格を押し上げ、多くの国民が消費を抑制せざるを得なくなつたのであります。

個人消費の低迷の背景には、二〇一四年四月の消費増税、社会保険料の負担増、円安による輸入食品やエネルギー価格の上昇など、庶民への負担の増加、社会保障改悪による将来不安などがあります。そして、それはまさに政治の責任ではありませんか。総理の答弁を求めます。

円安により海外での利益を膨らませ、まさに過去最高の利益を上げてゐる大企業は、その利益を労働者の賃金に回さず、配当や内部留保にふやし続けています。

労働分配率の低下は、それを証明しています。内閣府の平成二十七年国民経済計算年次推計によれば、二〇一一年、二〇一二年と七〇％を超えていた労働分配率は、二〇一三年、六八・一％、二〇一四年は六八・六％、二〇一五年が六七・八％と、安倍政権下で落ち込んだままであります。

賃金がふえなければ、当然、労働者の個人消費がふえるはずがありません。なぜ、安倍政権下で労働分配率の低下が起り、いまだ改善のめどが立たないのか、総理の認識をお聞きしたい。

総理は、日米首脳会談後の記者会見で、大統領の成長戦略に貢献できる、米国に新しい雇用を生み出すことができると述べました。

その上、昨日の参議院本会議で、総理は、米国から兵器を購入することが米国の雇用にも貢献するとまで答弁しました。事もあろうか、兵器を買つて米国の雇用に貢献するなど、言語道断であります。総理の見識を厳しく問うものです。

総理はアメリカの雇用を心配しますが、日本国内では、低賃金に置かれてゐる非正規労働者は働く人の四割にも迫ります。非正規労働者を正規労働者とし、真つ当な賃金が払われる労働環境をつくることこそ、力を注ぐべきではありませんか。次に、税収と税制のあり方についてお聞きします。

安倍政権で国と地方の税収が二十二兆円ふえた、このアベノミクスの成果を国民に還元すると総理は成果を誇ります。しかし、二十二兆円は本当にアベノミクスの成果と言えるのでしょうか。

二〇一六年度第三次補正予算後の一般会計税収見込み額は、国と地方を合せて九十七・七兆円、これが現在の我が国の実力です。結局、補正後の税収見込み額から消費税増税分を除くと、国と地方の税収合計は、リーマン・ショック前の二〇〇七年の税収、九十二兆円にさえ届いておりません。

安倍政権で税収がふえたといつても、これがアベノミクスの成果の実態ではありませんか。総理の答弁を求めます。

我が国の税制は、安倍政権の四年間で大きく変わりました。

消費税は、税率五％から八％へと約九兆円の増税が実施され、その一方で、法人税は、実効税率が三七・〇〇％から二九・七四％へと大幅に引き下げられました。この結果、大企業が過去最高の収益を上げてゐるにもかかわらず、相当する法人税収の増加は全く見られません。

国税庁の統計によれば、二〇一五年度の法人企業
業の税引き前当期純利益は、バブル期の三十八・
九兆円を大きく上回り、約一・六倍の六十・六兆
円に達しました。しかし、法人税収は、当時の約
半分の、わずか十・八兆円にすぎません。我が国
の税制の現状は、まさに大企業栄えて民が細る、
こういう税制であります。

近代税制の原則である、担税力に応じて負担す
るという応能負担を土台に据えて、法人税の引き
下げ政策を見直さなければ、税による再配分機能
の回復も国の財政の再建も、とてもおぼつかない
のではありませんか。答弁を求めます。

そもそも、大企業の税負担割合は実効税率より
さらに低いことが財務省の統計から明らかになっ
ています。

その主な要因が租税特別措置にあり、中でも研
究開発減税は、毎年六千億円の減税が適用され、
その九割程度が資本金十億円超の大企業の減税と
なっています。

報道によれば、大企業は五社に一社が今期最高
益の更新を見込み、内部留保は毎年二十四兆から
二十五兆円も拡大しています。それだけの資金力
がある大企業に対し、なぜ研究開発費の増額をわ
ざわざ誘導しなければならないのでしょうか。国
際競争力を高めるために、みずからの判断で必要
な投資を行う資金力を日本の大企業は十分持つて
います。

例えば、研究開発減税一位のトヨタ自動車は、
営業利益二兆九千億円、当期純利益二兆三千億円
を誇る国際的大企業です。九百四十億円の減税を
しなければトヨタは研究開発投資を減らしてしま
うなどというのは、あり得ない話ではありません
か。答弁を求めます。

他方で、防衛省は、大学などの研究を軍事研究

に動員する制度をつくり、来年度予算では予算額
を十八倍に増大させようとしています。こうした
軍学共同は、戦後の日本が憲法九条のもとで戦争
を目的とする科学研究は行わないとしてきた日本
学術会議の方針に反すると、大問題になっていま
す。

こうした中、日米首脳会談での共同声明には、
防衛イノベーションに関する二国間の技術協力を
強化すると盛り込まれました。日本の研究や技術
を兵器の共同開発に動員しようというのですか。
断じて許されません。

総理の答弁を求め、私の質問を終わります。
(拍手)

(内閣総理大臣安倍晋三君登壇)

○内閣総理大臣(安倍晋三君 宮本岳志議員にお
答えをいたします。

平成二十八年年度税収の見通しについてお尋ねが
ありました。

平成二十八年年度の税収について、対当初予算比
で一・七兆円減の五十五・九兆円と見積もりました。
その主な要因は、海外経済に弱さが見られる
中で、平成二十八年の年初から円高が進行したこ
とにより、法人税収や消費税収が当初予算から減
少すると見込んだためです。

平成二十九年年度税収は、平成二十八年年度補正後
税収から一・九兆円増の五十七・七兆円と見込ん
でいます。これにより、安倍内閣において、国、
地方合わせた税収は、民主党政権時に比べて二十
二兆円増加することとなり、政権交代以降、税収
が増加している基調に変化はありません。

また、アベノミクスの破綻が明白ではないかとい
う御指摘がありますが、政権交代後、アベノミ
クスによって、極めて短い期間でデフレではない
という状況をつくり出すことができ、名目GDP

は九・五%、四十七兆円、実質GDPは五・
三%、二十六兆円増加し、過去最高の水準となり
ました。特に、国民生活にとつて最も大切な雇用
は大きく改善しており、就業者数は百七十七万人増
加、正規雇用についても、一昨年、八年ぶりにプ
ラスに転じ、昨年と合わせて七十七万人増です。
有効求人倍率は、史上初めて四十七全ての都道府
県で一倍を超えるなど、全国津々浦々で確実に経
済の好循環が生まれており、御指摘は当たりませ
ん。

経済の好循環と個人消費についてお尋ねがあり
ました。

先ほども申し上げたとおり、アベノミクスによ
り、政権交代後、極めて短い期間でデフレでない
という状況をつくり出す中で、GDPは過去最高
の水準となりました。特に、就業者数が百七十七万
人増加したように、国民生活にとつて最も大切な
雇用は大きく改善しています。賃金についても、
中小企業を含め、今世紀に入ってから最も高い水準の
賃上げが三年連続で実現し、パートで働く方々の
時給はここ二十四年間で最高の水準となっている
など、所得環境の改善も進んでいます。

雇用・所得環境の改善等を背景に、税や社会保
障負担等を差し引いた家計の可処分所得は二年連
続で増加し、二〇一五年にはその伸びが高まって
います。

このような中、御指摘の個人消費については、
二〇一六年は三年ぶりに前年比プラスに転じ、持
ち直しの動きが見られます。この流れをより確か
なものとするため、ことしの賃上げに向けて、少
なくとも昨年並みの水準の賃上げ、特に四年連続
のベアの実施、期待物価上昇率も勘案した賃上げ
の議論等を産業界に対してお願いをしているこ
ろです。

一月十七日に経団連がことしの春季労使交渉に
向けた基本スタンスを取りまとめた経労委報告
は、これを受けたものとなっており、ことしの春
季労使交渉においても前向きな成果が出ることを
期待しています。

また、一億総活躍社会実現に向けた最大のチャ
レンジである働き方改革の中で、同一労働同一賃
金を実現します。正規と非正規の労働者の格差を
埋め、若者が将来に明るい希望を持てるようにす
ることにより、中間層の厚みを増すことにつな
がると考えております。

労働分配率と我が国の労働環境についてお尋ね
がありました。

雇用者報酬が国民所得に占める割合である労働
分配率は、二〇一五年に二年ぶりに低下しまし
た。これは、先ほども申し上げた雇用・所得環境
の改善等を背景に、雇用者報酬が三年連続で増加
する中、国民所得全体がそれ以上に増加したこと
によるものであり、賃金がふえていないとの御指
摘は当たりません。

非正規雇用を取り巻く雇用環境については、不
本意ながら非正規の職についている方の割合は前
年に比べて低下、働き盛りの五十五歳未満では、
二〇一三年から十五四半期連続で、非正規から正
規に移動する方が正規から非正規になる方を上
回っているなど、着実に改善をしております。

正規雇用労働者は、一昨年、八年ぶりにプラス
に転じ、七十七万人増加、正社員の有効求人倍率
も〇・九二倍と、調査開始以来過去最高となつて
います。

さらに、労働環境の改善に向け、平成二十九
年度予算において、非正規から正社員への転換など
を行う事業主へのキャリアアップ助成金の拡充な

平成二十九年二月十六日 衆議院會議録第六号

ど、企業における正社員転換や待遇改善の強化を進めることとしています。

なお、我が国は、最先端の技術を用いた米国の装備品を導入していますが、これは我が国の防衛に不可欠なものであり、日米の相互運用性の向上を初め、日米同盟の強化にもつながっています。安全保障と経済は当然分けて考えるべきですが、これらは結果として米国の経済や雇用にも貢献するものと考えております。

安倍内閣における増収増についてお尋ねがありました。

安倍内閣における増収増については、平成二十九年年度の国、地方の増収は、政権交代前の平成二十四年度当初予算に比べて約二十二兆円増加しています。

民主党政権下の平成二十四年度の第三・四半期までは、名目、実質ともに成長率はマイナスからゼロ近傍でしたが、政権交代直後の二十五年一―三半期は一％を超えるプラス成長に転じました。

こうした事実を鑑みれば、二十四年度当初予算から決算にかけての国、地方の増収の増加一・九兆円は、二十四年の年末から、政権交代を見越した景気回復と、政権交代後の安倍内閣の政策によつて実現したものと考えています。

また、平成二十九年年度増収は、アベノミクスの政策により、雇用・所得環境の改善が続く中で、民需を中心とした景気回復が見込まれることを反映し、国税について、平成二十八年度第三次補正予算において見込んだ増収から一・九兆円増の五十七・七兆円と見込んでおります。政権交代以降、増収が増加している基調に変化はありません。

こうしたことから、増収面でのアベノミクスの成果をあらわすものとしては、二十二兆円が適切

所得税法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する丸山穂高君の質疑 趣旨説明に対する丸山穂高君の質疑

であると考えております。

この二十二兆円のうち、消費税率引き上げによる消費税の増収は八兆円ですが、このほか、所得増収、個人住民税増収が約五兆円、法人税増収、地方法人二税の増収が約六兆円増加をしております。

これは、安倍内閣のもとでの三本の矢の政策により、好調な企業収益が雇用・所得環境の改善につながり、それが消費や投資に結びつくという経済の好循環の拡大を反映したものであるものではないかと考えています。

消費税率引き上げによる消費税の増収八兆円についても、税率を引き上げることができたのは、安倍政権におけるアベノミクスの三本の矢により、増収にも耐え得る経済状況をつくり上げたからこそできたのであると考えております。

法人税改革及び研究開発税制についてお尋ねがありました。

安倍内閣においては、企業の収益力拡大に向けた前向きな投資や継続的な賃上げが可能な体質への転換を促すため、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるとの考え方のもと、法人税改革を行つてまいりました。

具体的には、法人実効税率を国際的に遜色のない水準である二〇％台にまで引き下げると同時に、政策税制や大企業の欠損金繰越控除制度等を見直し、特に大企業の課税ベースの拡大に取り組んできています。

また、御指摘の研究開発税制は、大企業を優遇するためのものではなく、将来の経済成長の礎となる企業の研究開発投資を後押しするためのものであり、利用件数を見ると、中小企業も含め、幅広く利用されています。

さらに、二十九年年度税制改正において、企業の研究開発投資の増加を強く促す制度となるよう、

めり張りをつけた見直しを行ったところで、今回の改正を受けて、企業の研究開発投資がさらに増加していくことを期待しています。

防衛イノベーションと安全保障技術研究推進制度についてのお尋ねがありました。

安全保障環境が厳しさを増す中、新たな脅威に対応し、戦略的に重要な分野において技術的な優位性を確保していくためには、中長期的な視点に基づき研究開発の推進が必要であります。また、新ガイドラインも、防衛装備、技術協力の発展、強化を明記しています。

共同声明における防衛イノベーションに関する記述は、こうした分野での日米協力を強化していくことを確認したものです。

防衛省における安全保障技術研究推進制度は、防衛にも応用可能な先進的な民生技術について公募により研究を行うものであり、研究への参加はあくまでも研究者の自由な意思によるものであります。研究対象は基礎研究分野に限られていることから、そのまま防衛装備に適用できるものではありません。

また、本制度は、研究成果の公開を重視しており、政府として、研究成果の公表を制限することではなく、研究成果を秘密に指定することはありません。また、研究者に対して秘密を提供することはありません。

このようなことから、本制度に基づく研究が日米間の防衛技術協力の対象となることは想定されません。

なお、学術界における議論について、政府としてコメントすることは差し控えたいと思います。

(拍手)

○議長(大島理森君) 丸山穂高君。

〔丸山穂高君登壇〕

○丸山穂高君 日本維新の会の丸山穂高です。

(拍手)

少子高齢化と人口減少、東京一極集中と地方の衰退など、我が国が抱える諸課題を解決していく上で、税制の果たす役割は極めて重要であります。中長期的な経済成長、公正な所得分配、そして何より将来世代への重点投資を実現するためには、各業界の要望を積み上げたような小手先の利害調整ではなく、抜本的な税制改正が必要であります。

我が党は、しがらみのない立場から、税制のあるべき姿について提言してまいりました。

税制改正の理念として通常挙げられるのは、簡素、公平、中立の三点です。我が党は、税制が経済活動に中立であるだけでなく、経済、社会の活力を最大限引き出すべきものであると考え、活力という理念を加えた抜本的な税制改正を目指しております。

以上のような観点から、本法案について質問してまいります。

まず、所得税制についてです。

昨年の税制改正の議論では、政府・与党が、配偶者控除にかえて夫婦世帯を対象とする新たな控除を導入する方向とされており、しかし、最終的には、配偶者控除制度は維持した上で、控除対象となる配偶者の給与収入を百五十万円に引き上げるといった小幅の改正案にとどまっています。

女性の働き方やライフスタイルの選択に税制が悪影響を及ぼさない制度は、長年にわたって求められてきたものです。二昨年の税制改正の議論でも、骨太の方針二〇一五にて、働き方に中立的な

制度の確保に向けた見直しを行うとしておりましたが、結局、配偶者控除の見直しは先送りされました。つまり、この課題の先送りは二年連続で行われたこととなります。

配偶者控除制度の抜本的な見直しは、なぜか声ばかりでいつも実現しないのでしょうか。

今回の議論では、いわゆる夫婦控除を導入した場合、中所得世帯が増税となる懸念があったのが先送りの一因とも言われております。それならば、今後の所得税改革の進め方として、新たな人的控除による税収減は、増税ではなく、行政改革による歳出削減も含めた、所得税以外の財源で補うことも検討できるのではないのでしょうか。総理の御所見をお伺いします。

我が党は、結婚している人たちが働き方と関係なく控除を受けられる制度とするため、そもそも現在の配偶者控除制度は廃止すべきだと考えております。その上で、夫婦控除として結婚することのメリットを打ち出しつつ、同時に、少子化に対する抜本的な対策として、子供の数が多ければ多いほど給付つき税額控除を大幅にふやしていく制度を導入すべきだと考えております。

現状の少子化対策や配偶者控除税制では、結局、これまでの政権と同じく小手先の改革にしすぎません。抜本的に少子化と人口減を何とかしようという意思は総理にはないのでしょうか。少子化と人口減の課題に如実に直面する若い世代を代表して、総理に真に抜本的な改革をお願いしたいのです。総理の御所見をお伺いします。

次に、法人税についてお伺いします。

昨年の税制改正で、長年の課題であった実効税率三割未満への引き下げが実現したことは評価いたします。しかし、海外での税制の変化は今後さらにダイナミックに進むことが予想されます。アメリカのトランプ大統領は、法人税率を一

五％に引き下げると宣言しました。どの程度実現するかはともかく、同時に発表されたインフラ投資等とあわせて、この方針は市場に対する強烈なメッセージとなっております。

税制改正には、緻密な利害調整だけでなく、企業も国民も大きな変化を実感できるような政策の打ち出し方も必要であります。

そこで、お伺いします。

例えば、我が党案のように法人実効税率を二〇％に引き下げるといふように、法人税率のさらなる大幅な引き下げを目標とすべきではありませんか。総理の御所見をお伺いします。

もちろん、こうした大胆な法人税改革を実現するためには、財源に関する責任ある議論が必要不可欠です。

我が党は、財源のために、特定の企業のみ適用され続けて既得権化している、その上経済効果も示されていない租税特別措置を全て廃止すべきだと考えております。租税全体による法人税の減収は二兆円強と推計されております。こうした特別措置のうち、効果の乏しいものを全廃して法人税率引き下げを行うべきではないか。総理の御所見をお伺いします。

また、こうした見直しを可能とするためにも、租税特別措置については、経済成長にどの程度の寄与が見込まれるのか、政府としてしっかりとした試算を行うべきではないでしょうか。総理の御認識をお伺いします。

次に、事業承継税制についてお伺いします。

今回の改正で、取引相場のない株式の評価方式を見直したこと、また相続時精算課税との併用を認めて贈与税軽減を図ったことは評価できます。しかし、将来の成長が見込まれる優良な中小企業ほど非上場株式の相続税や贈与税で苦しめられているという実態を解消するにはまだまだ不十分で

す。

このため、我が党は、現経営者の相続または遺贈により後継者が取得した非上場株式等につき、相続税の納税猶予割合を八〇％から一〇〇％に引き上げるべきだと考えております。さらに、経営者や後継者が筆頭株主でない場合、例えば経営者の配偶者が筆頭株主の場合でも、納税猶予制度の適用を受けられるようにすべきと考えております。

意識せずに働くことができる環境づくりに寄与するものと考えています。

御指摘の、子供の数に着目した給付つき税額控除については、低所得者対策や少子化対策全体の議論の中で、生活保護制度や児童手当など同様の政策目的を持つ制度との関係を十分に整理することがまず必要であるとともに、所得や資産の把握が難しいといった問題や、過誤、不正受給の防止など多岐にわたる課題があり、慎重な検討が必要と考えます。

以上、我が党案につきまして、経済産業大臣の御所見をお伺いいたします。

維新の会は、民間の活力を最大限発揮できるような税制を実現すると同時に、本主に支援が必要な人へのサポートを厚くし、将来世代への思い切った重点投資を可能にすることを目指してまいります。日本の競争力を高めるために、未来の世代のために、今こそ抜本的な税制改革が必要不可欠です。

また、平成二十九年予算において、少子化や人口減への対応として、保育士の処遇改善や保育の受け皿の拡大などに取り組んでおり、引き続き、一億総活躍社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

以上、引き続き、本主に必要な改革や改善を主張し、その実現を求めていくことを国民の皆さんにお約束して、私の質問を終わります。

なお、個人所得課税の改革に当たっては、御指摘の骨太の方針二〇一五にあるように、税収中立の考え方を基本として取り組んでまいります。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

法人税率のさらなる引き下げと租税特別措置の効果の検証についてお尋ねがありました。

（内閣総理大臣安倍晋三君登壇）

法人税率のさらなる引き下げの御提案についてありますが、安倍政権において取り組んだ成長志向の法人税改革は、租税特別措置の縮減、廃止等による課税ベースの拡大により、財源をしっかりと確保しつつ、日本の法人実効税率を国際的に遜色のない水準に引き下げたものであります。これは、御指摘の問題意識に沿った改革であると考えます。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 丸山穂高議員にお答えをいたします。

また、租税特別措置については、その政策効果を検証することが重要と考えております。各省庁による政策効果の検証、必要な見直しを踏まえ、

いわゆる夫婦控除の導入や給付つき税額控除の導入などについてお尋ねがありました。

この法人税改革は、企業が収益力を高め、積極的に賃上げや設備投資に取り組みよう促す観点から行ったものであり、その成果を見きわめていきたいと考えています。

御指摘の夫婦控除については、与党の税制調査会の議論において、高所得の夫婦世帯にまで配慮を行えば非常に多額の財源を必要とすること、国民の理解が深まっていないことなどの問題があるとされたところであります。

また、租税特別措置については、その政策効果を検証することが重要と考えております。各省庁による政策効果の検証、必要な見直しを踏まえ、

こうした中で、配偶者控除等について、配偶者の収入制限の引き上げなどの見直しを行うこととしました。これにより、働きたい人が就業調整を

また、租税特別措置については、その政策効果を検証することが重要と考えております。各省庁による政策効果の検証、必要な見直しを踏まえ、

このため、我が党は、現経営者の相続または遺贈により後継者が取得した非上場株式等につき、相続税の納税猶予割合を八〇％から一〇〇％に引き上げるべきだと考えております。さらに、経営者や後継者が筆頭株主でない場合、例えば経営者の配偶者が筆頭株主の場合でも、納税猶予制度の適用を受けられるようにすべきと考えております。

また、租税特別措置については、その政策効果を検証することが重要と考えております。各省庁による政策効果の検証、必要な見直しを踏まえ、

平成二十九年二月十六日 衆議院會議録第六号

毎年度の税制改正を行っているところであります
が、今後とも、効果検証の徹底、質の向上に努め
てまいります。

残余の質問につきましては、関係大臣から答弁
させます。(拍手)

(国務大臣世耕弘成君登壇)

○国務大臣(世耕弘成君) 丸山穂高議員にお答え
いたします。

事業承継税制についてお尋ねがありました。

中小企業経営者の高齢化が進んでおり、これか
ら数年のうちに多くの中小企業が世代交代の時期
を迎える中で、中小企業の事業承継の円滑化は
待ったなしの深刻な課題だと認識をしております。

このため、事業承継税制について、平成二十七
年一月には、使い勝手をよくするための要件緩和
等を行い、今般の平成二十九年税制改正におい
ても、御指摘いただきました生前贈与の際の税負
担の軽減や小規模事業者のためのさらなる要件緩
和などを行うこととしております。

また、議員御指摘の猶予割合や筆頭株主要件に
ついては、個人の小規模な事業用宅地に関する相
続税の特例における軽減割合が八〇%であること
や、一般に、中小企業では経営者が筆頭株主であ
ることが多いことなどを踏まえて、現行の制度と
しているものと承知をしております。

今後とも、事業者の実態をよく把握し、その意
見に耳を傾け、事業承継の円滑化に向けて施策の
充実を図ってまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたし
ました。

(議長退席、副議長着席)

高市総務大臣の平成二十九年地方財政計画についての発言及び地方税法及び航空機燃料と税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明 平成二十九年年度
方財政計画についての発言及び地方税法及び航空機燃料と税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する古賀篤君の質疑

国務大臣の発言(平成二十九年地方財政計

画について)並びに地方税法及び航空機燃
料と税法の一部を改正する法律案(内閣
提出)及び地方交付税法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(川端達夫君) この際、平成二十九年

地方財政計画についての発言並びに内閣提出、地
方税法及び航空機燃料と税法の一部を改正する
法律案及び地方交付税法等の一部を改正する法律
案について、趣旨の説明を求めます。総務大臣高
市早苗君。

(国務大臣高市早苗君登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 平成二十九年地方財
政計画の概要並びに地方税法及び航空機燃料と
税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法等
の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申
上げます。

まず、平成二十九年地方財政計画の概要につ
いて御説明申し上げます。

本計画の策定に際しては、通常収支分について
は、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済
情勢等を踏まえ、一億総活躍社会の実現や地方創
生、公共施設等の適正管理に対応するために必要
な経費を計上するとともに、社会保障関係費の増
加を適切に反映した計上を行う一方、国の取り組
みと基調を合わせた歳出改革を行うこととしてお
ります。

あわせて、引き続き生じる財源不足について
は、適切な補填措置を講じることとして、地方の
一般財源総額について、前年度の地方財政計画を
上回る額を確保することとしております。

また、東日本大震災分については、復旧復興事
業について、直轄・補助事業に係る地方負担分等
を措置する震災復興特別交付税を確保することと
しております。

以上の方針のもとに、平成二十九年年度の地方財
政計画を策定いたしました結果、歳入歳出総額の
規模は、通常収支分については、前年度に比べ八
千六百五億円の増の八十六兆六千九百九十八億円、東
日本大震災分については、復旧復興事業が、前年
度に比べ四千九百五十七億円の減の一兆二千八百四
十二億円などとなっております。

次に、地方税法及び航空機燃料と税法の一部
を改正する法律案について、その趣旨を御説明申
上げます。

現下の経済情勢等を踏まえ、就業調整を意識し
なくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控
除及び配偶者特別控除の見直しを行うこととして
おります。

また、環境への負荷の少ない自動車を対象とし
た自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率
の軽減等の特例措置について、所要の見直しを
行った上、適用期限を延長する等の措置を講ずる
ほか、居住用超高層建築物に係る固定資産税の新
たな税額の算定方法の導入、税負担軽減措置等の
整理合理化等を行うこととしております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案
について、その趣旨を御説明申し上げます。

地方交付税の総額について、平成二十九年年度分
の通常収支に係る地方交付税の総額を十六兆三千
二百九十八億円確保するとともに、交付税特別会
計借入金について各年度の償還額を見直すほか、
普通交付税の算定に用いる単位費用等の改正を行
うこととしております。

また、平成二十九年年度分の震災復興特別交付税
について、新たに三千四百六十四億円を確保し、
総額四千五百三十三億円とすることとしております。
何とぞ、御審議の上、御賛同を賜りますようお願い
申し上げます。(拍手)

平成二十九年年度

一〇

国務大臣の発言(平成二十九年地方財政計

画について)並びに地方税法及び航空機燃
料と税法の一部を改正する法律案(内閣
提出)及び地方交付税法等の一部を改正す
る法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質
疑

○副議長(川端達夫君) ただいまの地方財政計画

についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対し
て質疑の通告があります。順次これを許します。
古賀篤君。

(古賀篤君登壇)

○古賀篤君 自由民主党・無所属の会の古賀篤で
す。

私は、自由民主党・無所属の会を代表し、ただ
いま議題となりました平成二十九年地方財政計
画並びに地方交付税法等の一部を改正する法律案
及び地方税法及び航空機燃料と税法の一部を改
正する法律案について、高市早苗総務大臣に御質
問いたします。(拍手)

昭和二十年にさきの大戦が終わり、ことしで七
十二年がたちます。その間、高度経済成長期を経
て、我が国は経済大国への成長を遂げましたが、
昨年の国勢調査において初の人口減少の調査結果
が報告されたように、今後、我が国においては、
人口減少、高齢化の進展という新たな局面を迎え
ます。

そうした中、地方においては、高度経済成長期
前後に整備された公共施設等の老朽化の問題や、
地域の活性化あるいは過疎化対策といった長年の
課題があります。

また、昨年は、熊本地震を初め、北海道、東北
での台風、鳥取県中部地震、糸魚川の大火災な
ど、大規模災害の頻発により、各地で大きな被害
がもたらされました。

私自身、昨年、総務大臣政務官として、高市大
臣指揮のもと、熊本地震発生直後から連日対応に

当たらせていただきましたが、現地に入つての状況把握を行う中、庁舎が多数損壊している現場にも遭遇いたしました。改めて、地方自治体が、災害に強いまちづくり、地域の防災力強化等の防災・減災対策に取り組む必要とともに、特に発災時における庁舎機能の確保の重要性を認識したところです。

以上のように、地方自治体においては、長期的な諸課題や災害対応等に早急に取り組む必要がありますが、厳しい財政状況の中で、なかなか取り組みが進まない現状があると考えます。地方自治体においてこれらの喫緊の課題への取り組みを進められるよう、総務省として強力に後押しすべきです。

地方財政制度においては、例えば地方交付税制度において、これまで、対象税目や法定率、算定方法等の改定が行われているほか、今から十数年前には、国と地方の財政改革、いわゆる三位一体改革など、不断の見直しを行いつつ、現在に至っています。今後とも、時代の要請や社会状況の変化に対応すべく、諸制度を見直し、充実を図っていくことが大切です。

そこで、まず、平成二十九年度の地方財政対策においては、前年度を〇・四兆円上回る一般財源総額が確保されていますが、高市総務大臣御自身は今回の地方財政対策をどう評価されているのか、御所見を伺います。

また、地方自治体における公共施設等の適正管理や地域の防災力強化等の取り組みを今後一層強力に進める必要があると考えますが、総務省としてどのような対策を講じることとしているのか、総務大臣に伺います。

次に、個人所得課税改革についてお伺いいたします。

今回の法案においては、個人所得課税改革の第

一弾として、所得税同様、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除を見直し、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を引き上げるなどの改正内容が盛り込まれました。

これらの改正は、我が党が精力的に行ってきた議論の内容を踏まえたものですが、その際にも指摘されているように、個人住民税は、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みであるとともに、地方自治を支える基幹税として、地域の行政サービスの財源確保の観点から大変重要な役割を果たしております。

個人住民税のあり方を検討する際にはこのような点に留意する必要がありますが、この点も含め、今回の配偶者控除等の見直しの意義についてどのように考えているのか、総務大臣に御所見を伺います。

次に、車体課税の見直しについてお伺いします。このたびの税制改正においては、自動車取得税のエコカー減税の見直しが焦点の一つでありました。

自動車産業は、我が国の主要製造業の約二割、国内雇用の約一割を占める我が国経済の基幹産業であり、自動車産業の発展を妨げないように配慮する必要があります。

その一方で、自動車が走るための道路や橋、トンネル等の社会インフラは老朽化が進んでおり、自動車ユーザーの安心、安全の確保のためにも、これらの維持管理に必要な財源をしっかりと確保していかなければなりません。

今回の法案に盛り込まれている車体課税の見直し案については、与党税制調査会等における議論の中で、自動車産業や地方財政への影響などさまざまな観点を考慮に入れて、バランスをとった結果であると考えていますが、所管大臣のお立場と

して、今回の見直し内容をどのように評価しているか、総務大臣に御所見を伺います。

最後に、我々自由民主党が政権復帰して四年が過ぎ、いよいよ政権与党として真価が問われる時期となっております。先日、安倍総理は施政方針演説において、「戦後七十年余り。今を生きる私たちもまた、立ち上がらなければならない。戦後の、その先の時代を開くため、新しいスタートを切るときです。」と述べられました。

国だけでなく、地方においても課題山積の現在、全国各地域が新たなスタートを切ることができるよう、国もしっかりとサポートをする必要があります。

地方創生の推進、そしてその先も見据えた長期的な取り組みを着実に進めていくべく、私も与党の一員として、議員の一人として、謙虚に、真摯に諸政策に全力で取り組んでまいりますことをお誓い申し上げ、質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣高市早苗登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 古賀議員から私には、まず、平成二十九年度地方財政対策への評価についてお尋ねがありました。

平成二十九年度の地方財政対策は、平成二十三年度以来、地方交付税総額の確保に活用してきた前年度からの繰越金がないなど、近年になく大変厳しい状況の中で、地方団体から要望の強い地方交付税総額の確保と臨時財政対策債の抑制について懸命の努力を行いました。

この結果、概算要求時点において十六兆円を下回ると見込まれていた地方交付税を十六・三兆円程度確保するとともに、概算要求時点において対前年度〇・九兆円の増と見込まれていた臨時財政対策債の発行額も〇・三兆円の増にとどめました。

地方の一般財源総額についても、子ども・子育て支援などの社会保障の充実分の確保を含め、前年度を上回る六十二・一兆円程度を確保できました。

国の財政も大変厳しい中であつて、地方団体からの御要望に対して最大限の対応ができたものと考えております。

なお、地方六団体からは、概算要求時点で見込まれた地方交付税の減と臨時財政対策債の増を、国において可能な手段を最大限活用して抑制したこと、地方の一般財源総額について、前年度を〇・四兆円上回る六十二・一兆円が確保されたことを評価するとの声明をいただいております。

次に、公共施設等の適正管理及び地域の防災力強化等の取り組みについてお尋ねがありました。総務省では、これまでも、地方公共団体が公共施設等総合管理計画を策定して取り組む施設の集約化、複合化や、転用事業、除却事業、また、地方公共団体が実施する防災・減災事業に対して地方財政措置を講じてきました。

今年度中には全ての地方公共団体において公共施設等総合管理計画の策定が完了し、今後、老朽化対策等の取り組みが本格化する見通しであることから、来年度からは、既存施設をより長く活用するための長寿命化事業、コンパクトシティーの形成に向けたまちづくりを進めるための立地適正化事業、熊本地震の被害状況等を踏まえ、災害発生時の庁舎機能を確保するための市町村役場機能緊急保全事業に対しても地方財政措置を講じます。

また、地方公共団体が、引き続き、喫緊の課題である防災・減災事業に取り組んでいけるよう、平成二十八年度までとしていた緊急防災・減災事業について、対象事業を拡充した上で、東日本大震災に係る復興・創生期間である平成三十二年度まで継続することとしています。

平成二十九年二月十六日 衆議院會議録第六号

こうした措置により、公共施設等の適正管理や地域の防災力強化等の取り組みを一層推進してまいります。

次に、配偶者控除等の見直しの意義についてお尋ねがありました。

今回の見直しは、働きたい人が就業調整を行うことを意識しないで働くことができる環境づくりに寄与するものであり、女性活躍の観点から、また、従業員の就業調整による人手不足の解消の観点からも意義があるものと考えています。

平成二十九年年度与党税制改正大綱では、今回の見直しは個人所得課税改革の第一弾であり、今後数年をかけて人的控除等の見直し等の諸課題に取り組んでいくこととするとされています。

今後、個人住民税については、地域社会の会費的性格を有することなども踏まえ、制度のあり方について検討を進めてまいります。

最後に、車体課税の見直しについてお尋ねがありました。

車体課税の見直しに当たっては、道路等の行政サービスを提供するために必要な税収の確保という観点だけではなく、自動車産業が我が国経済や地域の雇用を支える重要な基幹産業であるとの認識のもと、検討を行ってまいりました。

その結果、エコカー減税等については、より燃費性能のすぐれた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成三十二年度燃費基準のもとで見直し、二年間延長することとしています。これは、政策インセンティブ機能を強化するとともに、段階的な基準の引き上げにより市場にも配慮した上で、地方税収を適切に確保する内容となっており、前向きに評価できると考えています。(拍手)

平成二十九年年度地方財政計画についての発言及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨

説明に對する高井崇志君の質疑

○副議長(川端達夫君) 高井崇志君。

(高井崇志君登壇)

○高井崇志君 岡山から参りました高井崇志です。

私は、民進党・無所属クラブを代表して、たゞいま議題となりました地方税法等改正案、地方交付税法等改正案につきまして質問いたします。(拍手)

質問に先立ち、一言申し上げます。

共謀罪を、中身はほとんど変わらないのにテロ等準備罪と言いかえ、行政府の立場にありながら、立法府の質問を制限する前代未聞の文書を配付した法務大臣。南スーダンにおいて戦闘が行われたとする自衛隊の日報を隠蔽した防衛大臣。組織的な天下りのあつせんを想定問答まで用意して隠してきた文部科学省。現在の安倍内閣は、残念ながら、都合の悪い事実を隠そうとする意図を明確に持った隠蔽内閣、隠蔽政権であると断ぜざるを得ません。

明治維新から続いてきた中央集権、官僚制の改革は最重要課題です。中でも、最大の弊害は天下りです。

天下りの何が問題か。幾つもありますが、最大の問題は、天下りが税金の無駄遣いにつながるからです。天下り先を確保するために、本来の必要性とは別に組織を温存したり、新設したり、必要でない事業に税金が使われる。天下りがある限り、来年度予算にも無駄な予算が含まれている可能性が極めて高い。民進党は、ムダ遣い解消プロジェクトチームにて独自に全府省を対象に調査を行っていますが、疑わしいものばかりです。政府は、全府省調査を行っていると云いますが、本気でやっているのでしょうか。一体いつまでに調査結果を出すのでしょうか。まさか、また

隠蔽するのではないのでしょうか。予算委員会の審議が終わるまでには必ず調査結果を出すように強く求めます。

そもそも、第一次安倍政権で改正した現行天下り規制は抜け穴だらけです。表向きのあつせんはなくなったものの、OBを介したあつせんが行われ、天下りの数はふえる一方です。再就職等監視委員会が法律違反と認定した事例は八件ありますが、このうち七件はおとがめなし。刑事罰がなく、懲戒処分のみのため、OBは対象外だからです。

民主党政権時に始まった独立行政法人等の公募制度は形骸化され、民主党政権三年三月で公募が行われたのは百七十二ポスト、このうち公務員OB以外の者が採用されたのは百十八件ありましたが、第二次安倍政権四年二月間で公募が行われたのはわずか四十六ポストと四分の一に激減。さらに、公務員OB以外の者が採用されたのはわずか十八件で、民主党政権時と比べると六分の一下です。

我々は、現在、抜け穴だらけの現行天下り規制の改正案を準備中です。本気で天下りをなくそうと考えているならば、国家公務員法を改正するべきではありませんか。国家公務員制度担当大臣の見解を求めます。

以下、総務大臣にお尋ねします。

安倍総理が地方創生を表明してから二年が過ぎました。この間、地方自治体に対して、国が押しつける形での総合戦略や人口ビジョンの策定を求めています。成果を上げているとは到底言えません。総合戦略もコンサルタント会社に丸投げのものが多く、自治体の創意工夫とはいえない現状です。

こうした中、地方自治体と民間企業、市民が連携し、成果を出している事例もあります。昨年十一月、秋田県湯沢市、千葉県千葉市、静岡県浜松市、佐賀県多良木市、長崎県島原市の五自治体が、シェアリングエコノミーを通じた共助による地域課題の解決を目指すシェアリングシティ宣言を発表しました。

ベンチャー企業百三十社で構成されるシェアリングエコノミー協会との連携により、地域における人口減少や、子育て、介護などの地域共助、地域の市民が観光の担い手となるなど、あらゆる地域課題を解決し、民間経済によって財政負担を減らし、持続可能な社会をつくり出そうとしています。

こうしたシェアリングエコノミーを初めとする、ICT、情報通信の活用をもっと図るべきです。総務省はせっかく、地方自治を担う自治省とICTを担う郵政省が合併してできた省です。もつともつと、ICTを活用した地域活性化策に對して、予算を一桁ふやすくらい、思い切った力を入れて取り組むべきと考えますが、見解を求めます。

ICTの活用は、地方財政にも大きく寄与します。

地方自治体の情報システム運営費は、総務省の発表によれば年間約三千三百億円ですが、関連費用まで含めれば五千億円以上とも言われています。

この費用は、システムの共同化、クラウド化によつて、三割、年間一千億円以上の削減が可能です。国の情報システムは、二〇二一年度までに三割削減を目標に掲げていますが、地方自治体には期限を設けた目標がありません。

しかも、この自治体クラウドに於ける来年度予算は、わずか〇・四億円です。一千億円以上のコスト削減となる政策にわずか〇・四億円では、桁が一桁か二桁違いませんか。

地方財政措置を行っていることは承知していますが、それでは進まないんです。地方自治体の情報システムは、ほんの一握りの大手ＩＴベンダーの寡占状態で、ベンダーロックインと言われる状態が続いており、ここを改革しなければコスト削減はできません。

本気で自治体クラウドを進め、年間一千億円以上のコスト削減を実現するつもりはあるのでしょうか。

昨年十二月に、超党派の議員立法、官民データ活用推進基本法が成立、施行されました。

カジノ法案で大混乱であった内閣委員会において成立したことは奇跡的で、関係者の御努力に敬意を表します。この法律で地方自治体のＩＣＴ政策は飛躍的に進むはずですが、この法律の推進のためにどのような取り組みを行っていく考えか、お聞きします。

また、本年五月に改正個人情報保護法が施行されますが、官民データ活用を進めるためには、自治体ごとに個人情報保護条例が異なる、いわゆる二千個問題を解決しなければなりません。この問題にどのように取り組んでいくか、あわせてお聞きします。

次に、地方財政の現状についてお聞きします。平成二十九年年度地方財政を見ると、地方交付税総額は〇・四兆円減額され、不足分は臨時財政対策債を〇・三兆円ふやして確保しています。しかし、地方交付税十六・三兆円も、公庫債権金利変動準備金の活用など、いろいろとかき集めて何とか帳尻を合わせています。

国税五税の法定率分の額は、名目二・五%、実質一・五%と、極めて甘い経済成長見通しに基づいた税収見積もりで割り出されたものです。

平成二十八年度は、税収見積もりが大きく下回る大誤算となり、国税五税の法定率分収入の下振れを地方は臨財債という借金で負担することとなりましたが、今回もまたこの甘い税収見積もりで、地方交付税額は本当に確保できるのでしょうか。

地方財政は慢性的な赤字で、借金でやりくりしているのが現状です。

平成十三年から、国と地方の折半ルールで、地方負担分は臨財債を発行するという制度が始まりました。当初は三年間の時限措置でしたが、延長を重ねて現在に至っており、地方財政全体の債務残高は二百兆円に達しました。中でも、臨財債の累積残高は五千兆円を超えて増加し続けています。臨財債は地方交付税の代替性格のものですから、元利償還金が増大するのに伴って地方交付税もふやさなければならぬはずですが、実際には地方交付税は五年連続で削減されています。このままだと、臨財債の残高はますます膨れ上がり、財政健全化の大きな支障になるおそれがあると考えますが、御所見を伺います。

地方財政全体の債務残高はほぼ横ばいですが、それは地方の努力により歳出全体の伸びを抑制してきたからです。社会保障関係経費が増加する中で、給与関係経費や投資的経費の削減で吸収してきたわけです。本来であれば、地方交付税の法定率を引き上げて財源不足を解消すべきではないですか。

次に、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しについてお聞きします。

今回の見直しは、国税に合わせる形で、配偶者特別控除について、所得金額の上限を百十万円から百五十五万円に引き上げるもので、新しい壁をつくったにすぎません。そもそも配偶者控除見直しは女性の働き方改革の一環として提起されたはずで、これではとても働き方に中立な改革とはならず、問題は全く解決していないと考えますが、御所見を伺います。

今回の法改正は、税制的にも財政的にもびぼう策にとどまり、大きな方針が見えません。人口減少のもとで行政サービスを安定的に提供するためには、持続可能な財政基盤を構築しなければなりません。そのためには、税源の偏在を抑えながら地方税の一層の充実を図るとともに、地方財政の健全化を進める改革を一刻も早く進めなければなりません。我々民進党こそが、そうした改革を地方の目線で目指していくことを申し上げ、私の代表質問といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣高市早苗君登壇〕
○国務大臣(高市早苗君) 高井議員から私には、まず、ＩＣＴを活用した地域活性化策についてお尋ねがありました。

総務省では、ＩＣＴを活用した地域活性化に取り組んでおり、特に生活に身近な分野のＩＯＴの活用には大きな可能性があると考えています。

昨年十二月に策定したロードマップも踏まえ、農林水産業、医療、介護、教育、雇用、行政などさまざまな分野で、身近なＩＯＴプロジェクトなどを通じて、地域へのＩＯＴの実装推進に取り組んでいます。

この地域へのＩＯＴ実装を推進する施策として、平成二十八年度補正予算及び平成二十九年年度

当初予算案に総額百五十八億円を計上しており、この中には、シェアリングエコノミーの活用を含めたＩＯＴによる新サービス創出への支援予算も入っています。

今後とも、しっかりと予算を確保した上で、地域の自治体や企業などへの支援に積極的に取り組んでまいります。

次に、自治体クラウドについてお尋ねがありました。

自治体クラウドの導入には、コストの削減、セキュリティレベルの向上、業務の標準化による住民サービスの向上といったメリットがあり、総務省も従来よりその導入を積極的に進めています。

これまでも、先行自治体の例を分析し、クラウドの導入手順書の作成、導入サポート人材の紹介、あつせんを行うとともに、政府ＣＩＯとも連携の上、直接地方公共団体の長に働きかけを行っています。

自治体クラウドの推進には大きな可能性があり、今後とも、コストの削減と住民サービス向上の両立を図りながら、積極的に取り組んでまいります。

次に、官民データ活用推進基本法の推進のための取り組みについてお尋ねがありました。

さきの臨時国会で成立した官民データ活用推進基本法は、官民が保有するデータの流通の拡大とさらなる活用を推進することにより、経済成長の実現や社会課題の解決を図るものです。

総務省としては、内閣官房、経済産業省など関係省庁と連携し、官民が保有するデータのオープン化、マイナンバーカードの普及などの施策を進めていきます。

また、今国会に、電子委任状の普及の促進に関する法律案の提出も予定いたしております。

地方自治体に対しては、本法の施行日に内閣官房と共同で本法に関する情報提供を行っております。本法の規定に基づく取り組みが円滑に行われるよう、全力で支援してまいります。

次に、個人情報保護条例に関する取り組みについてお尋ねがありました。

現在の個人情報保護法制において、地方公共団体の保有する個人情報については条例により規律することとされています。一方、地方公共団体において、非識別加工情報の仕組みの導入などが国の行政機関等と同様に行われることが官民データの効果的な活用にとって重要でございます。

このため、総務省では、現在、地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会において検討を行っており、地方公共団体に対し、個人情報保護条例の見直しなどに必要な協力を行ってまいります。

次に、平成二十九年年度の税収見直しと交付税法定率分の確保についてお尋ねがありました。

交付税原資を含む平成二十九年年度の国税収入につきましては、政府経済見直しにおける雇用・所得環境の改善、消費や生産の増加等を反映して見直しを行い、平成二十八年年度補正後税収から一・九兆円増の五十七・七兆円を見込んでいますのと承知をしております。

政府としては、平成二十九年年度には、雇用・所得環境の改善が続く中で、民需を中心とした景気回復を見込んでおり、アベノミクスの取り組みなどにより、これを実現してまいりたいと考えています。

次に、臨時財政対策債についてお尋ねがありました。

平成二十九年年度地方財政計画についての発言及び地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨
説明に対する高井崇志君の質疑

地方においては巨額の財源不足が計上していることから、臨時財政対策債の発行残高は平成二十九年年度末には五十三兆円程度となる見通しでございます。地方財政の健全化の観点から課題があると認識をしております。

そのため、臨時財政対策債のような特例債に頼らない財務体質を確立することが重要であり、歳入面では、アベノミクスの成果を地域の隅々まで波及させて、地方税収などの増を図ることが重要です。また、歳出面では、国の取り組みと基調を合わせ、めり張りをつけて歳出構造を見直すことで、財務体質を強化することが必要でございます。

今後、地方財政の健全化に努め、まずは、国と地方で折半すべき財源不足が解消され、折半分の臨時財政対策債を発行しなかつた平成十九年度及び平成二十年度の状況をなるべく早く実現することを目指してまいります。

次に、地方交付税法定率の引き上げについてお尋ねがありました。

地方財政の健全な運営のためには、本来的には、臨時財政対策債のような特例債による対応ではなく、法定率の引き上げにより地方交付税を安定的に確保することが望ましい方向だと考え、概算要求時点でも事項要求をいたしました。

しかしながら、国、地方とも巨額の債務残高や財源不足を抱えているというところ、それから、平成二十九年年度においては、国、地方の役割分担に係る大きな制度改正がなかつたこと、現下の厳しい財政状況のもと、国債発行額を引き続き抑制する中で、国の一般会計から交付税特別会計への繰入額を前年度から〇・三兆円増額して確保することができたことなどから、平成二十九年年度地方財政対策においては、法定率の引き上げによらず、

折半ルールを三年間延長した上で、国は、一般会計からの地方交付税の特例加算、地方は、臨時財政対策債の発行により対処をすることといたしました。

国、地方とも厳しい財政状況であることから、法定率のさらなる引き上げは容易なものではないと考えてはおりますが、議員の御指摘、もつとんだと思っております。今後とも、法定率の見直し等による交付税総額の安定的確保について、私も粘り強く主張をし、政府部内で十分に議論をしてまいります。

最後に、配偶者控除等の見直しについてお尋ねがありました。

配偶者特別控除によって、税制上、百三万円の壁は解消していますが、百三万円という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に援用されていることや、心理的な壁となつているという御指摘もございまして。こうした指摘を踏まえ、就業調整をめぐる喫緊の課題に対応するため、配偶者控除等について配偶者の収入制限の引き上げなどを行うこととしています。

今回の見直しは、働きたい方が就業調整を行うことを意識しないで働くことができる環境づくりに寄与するものであり、女性活躍の観点からも、また、従業員の就業調整による人手不足の解消の観点からも意義があるものと考えています。(拍手)

(国務大臣山本幸三君登壇)

○国務大臣(山本幸三君) 全府省調査についてのお尋ねがありました。

今般の文部科学省事案で生じた国民の疑念を払拭するため、安倍内閣総理大臣から私に対し、同様の事案がないかどうか、全府省について徹底的

な調査を行うよう指示がありました。

調査は、各省任せではなく、内閣人事局に外部の弁護士を含む再就職徹底調査チームを立ち上げ、直接実施しているところです。

大事なものは、しっかりと調査を厳正に行うことであり、最初からスケジュールありきではないと考えております。一方で、調査結果が出次第、速やかに結果を明らかにしていくことも重要であり、私の指揮のもと、スピード感を持って進めてまいります。

次に、国家公務員法改正についてのお尋ねがありました。

国家公務員の天下りについては、安倍内閣において、厳にこれを根絶していくとの姿勢で一貫して取り組んでまいりました。

国家公務員の再就職について問題なのは、官民の癒着につながりかねない、公務員OBの口ききや、予算、権限を背景とした再就職のあつせん等の不適切な行為であります。

一方、法令に違反することなく再就職し、公務部門で培ってきた能力や経験を活用して社会に貢献することには意味があります。

このため、密接な関係のある営利企業への離職後二年間の再就職の原則禁止にかえて、平成十九年の国家公務員法改正により、それまで禁止されていた各府省による再就職あつせんの禁止等厳格な規制を導入するとともに、監視体制として再就職等監視委員会を設置したところであります。

先ほど申し上げた調査の結果を受けて、どのような対策をとれば実効の上がる対策とされるか、しっかりと検討してまいります。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 私は、日本共産党を代表して、地方財政計画、地方税法改正案、地方交付税法等改正案について関係大臣に質問します。(拍手)

まず、地方自治にとって看過できないのは、沖縄の米軍基地問題です。

米軍オスプレイの墜落という重大事故が起こりました。政府は、事故原因が解明されていないにもかかわらず、飛行再開を容認しました。住民の安全よりも米軍を優先する姿勢であります。その上、日米首脳会談では、唯一の解決策として、辺野古への新基地建設を合意したのであります。

沖縄県民がたび重なる選挙で示した民意を踏みにじり、政府みずから地方自治を否定するものではありませんか。総務大臣の答弁を求めます。

安倍内閣が地方創生の名で行っていることは一体何か。それは、医療、介護、子育てなどの社会保障や生活に欠かせないインフラ、行政サービス的大幅に削減して切り出し、それを市場に投げ与え、成長戦略に結びつけようということです。このもとで、地方に循環すべき利益は、一層大企業の本社がある東京圏などに吸い上げられていきます。これでは、地域の主役は住民ではなく、企業ではありませんか。

国民の命と最低限の生活を保障する国の責任を投げ捨て、社会保障のナショナルミナムを放棄するものです。地方自治体に行政サービスの削減と職員の非正規化を強いるやり方は、直ちにやめるべきであります。

来年度の地方財政計画では、まち・ひと・しごと創生事業費一兆円のうち、六千億円に当たる人口減少等特別対策事業費の配分を、成果を上げた

自治体に段階的にシフトするとしています。地方交付税制度をねじ曲げ、国の政策誘導に動員することは許されません。

以下、具体的に質問します。

第一は、社会保障サービスの削減です。

二〇一八年度から国民健康保険が都道府県単位化され、地域医療ビジョンによる医療体制の適正化と医療費の削減が迫られます。市町村国保は、国民皆保険制度の基盤の役割を果たしてきました。その役割と努力がなくなることがあってはなりません。厚労大臣の見解を求めます。

都道府県が決めた納付水準が目標とされ、市町村が徴収強化に走らざるを得なくなれば、納税者の権利を踏みにじった徴収が際限なく広がりがねません。都道府県に差し押さえや滞納処分を競わせるようなことはあってはなりません。厚労大臣、総務大臣の答弁を求めます。

医療体制と医療費の確保を都道府県の自己責任に委ねれば、都道府県が賄い切れない部分を企業に開放することにつながるではありませんか。第二は、行政のアウトソーシングです。安倍内閣は、人口二十万人以上の地方自治体が社会資本や公共施設を整備、運営する場合に、PPP、PFIを優先的に採用することを打ち出しています。

愛知県西尾市は、合併を機にPFI方式による大規模な公共施設等の統合と再配置事業を打ち出しています。多数の施設の解体、新設、維持管理、運営を特別目的会社一社が百九十八億円もの総事業費で行うものです。

事業計画は、事業者の所有物との理由で十分に公開されていません。住民合意がないままに、七小中学校の学校のプールの廃止と民間温水プール

への統合、学校給食センターにおける仕出し弁当事業の検討などが進められています。

PPP、PFI事業では、住民合意は保障されないではありませんか。

また、水道事業の広域化計画が問題になっています。また、水道事業の広域化計画が問題になっています。

香川県の計画では、県下五十五施設の自己水源のうち、二十九施設の廃止が前提となつていま

す。自己水源の廃止は、災害時のリスクとなるのは明白です。なぜこのような計画を進めるのですか。

さらに、政府は、水道事業の運営を民間に委ねるコンセッション方式の導入を推進しています。広域化計画は、結局、水道事業の民営化を進めるものではありませんか。

ところが、民営化を進めてきた欧州諸国では、水道料金の高騰などの問題が多発し、むしろ再公営化の動きが強まっているではありませんか。

今やるべきことは、インフラに対する老朽化対策です。水道を初めとする都市インフラの老朽化対策をどう考えているんですか。何をやるつもりなのか、政府の見解を求めます。

第三は、自治体職員の削減と非正規化です。

自民党政権が推進する自治体業務の民営化路線のもとで、自治体職員は一貫して削減されてきています。とりわけ、集中改革プランによる地方公務員の削減は、自治体の力を大きく後退させたのであります。

いまだに、東日本大震災からの復興に必要な職員は、被災自治体の希望を満たしておらず、熊本

の被災自治体からは、何度要求しても応援職員が来てくれないという訴えが絶えません。自民党政権によって押しつけられた地方行革と職員削減が、震災時の被災者支援、復興復旧に深刻な傷跡を残している認識はありますか。

自治体消防を強化する。正規職員の配置、増員を基本にして、行政各分野の体制強化に取り組むための財政措置を直ちに拡充すべきであります。答弁を求めます。

社会保障サービスの削減やインフラ整備のアウトソーシングを進めれば、一層の職員削減と非正規化を広げることになるではありませんか。とりわけ、インフラの維持管理にかかわる技術職員の削減路線は直ちに改め、職員の大増員配置へと転換すべきであります。

最後に、震災対策です。

東日本大震災や熊本地震を初め、多くの被災者が苦しみのの中にいます。被災者生活再建支援法の改善、一部損壊への支援の創設、災害関連死を防ぐための支援策の充実などをどう進めていくのですか。

災害から国民の命と財産を守ることは、国と地方自治体の重要な責務です。被災者の生活となりわいの再建、被災地の復興に求められる施策を、被災者の実態に応えて発展拡充すべきであります。

安倍内閣が地方自治の本旨にのっとり、団体自治と住民自治を尊重し、発展させることを強く求めて、質問を終わります。(拍手)

(国務大臣高市早苗君登壇)

○国務大臣(高市早苗君) 田村議員から私には、まず、沖縄の米軍基地問題についてお尋ねがございました。

国と地方公共団体の意見が対立する場合は、地方自治法を初めとする各種法令の規定に沿って解決が図られているものと認識しており、政府みずからが地方自治を踏みにじるという御指摘は当たらないと考えております。

次に、地方自治体の行政サービスの削減と職員

の非正規化についてお尋ねがありました。
各地方公共団体は、厳しい財政状況にあつても、ICTの徹底的な活用や民間委託等の推進などによる業務改革を進め、簡素で効率的な行政体制を実現していくことが必要でございます。

多様化する行政サービスとさまざまな働き方へのニーズを踏まえれば、多様な勤務形態の職員を適切に活用しながら、質の高い公共サービスを効果的、効率的に提供していくことが重要です。

次に、人口減少等特別対策事業費についてお尋ねがありました。

地方交付税の人口減少等特別対策事業費では、地方団体が自主的、主体的に地方創生に取り組むための財政需要を算定しています。人口減少対策等に積極的に取り組み、成果を上げた団体では、全国標準以上の経費が生じていると考えられることから、取り組みの成果を反映しているものであり、適切な算定であると考えています。

次に、国民健康保険税における差し押さえ等についてお尋ねがありました。

国民健康保険税を含めた地方税の滞納処分については、滞納者の方々の個別具体的な実情を十分に把握した上で、地方税法の規定を踏まえて適切に行われるべきであり、その旨地方団体にも要請をいたしております。

次に、PPP、PFIについてお尋ねがございました。

PPP、PFIは、関係法令の規定に基づき、

住民の皆様の御理解や議会の議決など必要な手続を経て進められるものです。住民を無視した一方的なまちづくりを各地に広げるものという御指摘は当たりにません。

次に、水道事業などの老朽化対策についてお尋ねがありました。

総務省は、水道事業等について、必要な財政措置を講じつつ、広域化や民間活用などの抜本的な改革の検討や経営戦略の策定を推進し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図っています。引き続き、関係省庁と連携しながら、老朽化対策を支援してまいります。

次に、地方行革、職員削減による被災地の復旧復興への影響などについてお尋ねがありました。

総務省は、これまで、被災自治体における派遣のニーズを丁寧にお伺いしながら、必要な職員の確保に努めてまいりました。地方団体の職員数が全体としては減少となる中で、復旧復興に必要な土木職員等は、近年増加傾向にございます。

今後も、引き続き、全国の地方団体に職員の派遣を積極的に働きかけるなど、人的支援の確保に努め、被災地の復旧復興を支援してまいります。

消防職員につきましても、多様化、複雑化する災害に的確に対応するため、各団体において必要な人員の確保を行っており、増加傾向にあります。

なお、標準的な業務に必要な職員給与費については、適切に財政措置を講じております。

そして、社会保障サービスの削減などに伴う職員削減と非正規化についてもお尋ねがございました。

地方公共団体においては、行政改革の取り組みなどにより総職員数を抑制する一方、福祉事務所、児童相談所などの職員や防災対策に携わる職

員の数を増加させています。

各地方公共団体においては、地域の実情や行政需要の変化に応じ、めり張りのある人員配置を行い、社会保障を初めとする行政サービスの確保を図っていただいていると考えております。

地方の技術職員の定員についてもお尋ねがございました。

土木技師、建築技師などの技術職員については、近年増加傾向にございます。

先ほど申し上げましたとおり、地域の実情、行政需要の変化に応じて、めり張りのある人員配置を行って、効率的で質の高い行政の実現に向け、適正な定員管理の推進に取り組むことが重要であると考えております。(拍手)

(国務大臣塩崎恭久君登壇)

○国務大臣(塩崎恭久君) 田村貴昭議員にお答えを申し上げます。

国民健康保険改革等についてお尋ねがございました。

国保改革は、厳しい財政状況にある国保制度につきまして、財政基盤の強化を図ること、そして、財政運営の責任主体を都道府県に移行することにより、高額医療費の発生など、多様なリスクの都道府県全体での分散を可能とすることとしておりますが、市町村には引き続き、資格管理、保険給付、賦課徴収等の役割を担っていただくこととしており、住民に身近な主体として、都道府県とともに、国民皆保険を支える基盤としての役割を果たしていただくものと認識をしております。

また、平成三十年度以降も市町村が保険料を集めることとなりますが、保険料を滞納されている方にはさまざまな事情を抱えておられる方々もおられることから、引き続き、市町村に対し、それぞれの事情をよく相談いただき、きめ細かな対応

を行うよう求めてまいりたいと考えております。

なお、国として、都道府県による医療提供体制の整備につきましては、地域医療介護総合確保基金等による支援を行っているほか、国保財政については、平成三十年度以降、毎年約三千四百億円の追加的な財政支援等を行うこととしており、医療体制と医療費の確保を都道府県の自己責任に委ねているとの御指摘は当たらないものと考えております。

水道事業についてのお尋ねがございました。
近年、施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少等の課題に直面しており、水道事業の基盤強化が喫緊の課題となっております。

このため、水道事業者による事業収支の見通しの作成など、施設の計画的な更新を進めるとともに、災害時のリスクを踏まえ、都道府県が主体となつて広域連携を進める仕組みや、コンセクション方式の導入などを内容とした水道法の改正案を今国会に提出することとしております。

コンセクション方式の導入につきましては、安易な民間委託として住民の不安を招かないよう、市町村が最終的な責任を負うとの原則を維持しながら、市町村が料金の範囲をあらかじめ条例で定めるとともに、市町村と国において民間事業者に対する監視、監督を行うなど、適切な事業運営を確保してまいります。(拍手)

(国務大臣石原伸晃君登壇)

○国務大臣(石原伸晃君) 田村議員の御質問にお答えいたします。

PFI事業における住民合意についてのお尋ねがございました。

PPP、PFIとは、公共施設等の整備、運営に当たりまして、民間の資金や創意工夫を活用することにより、公的負担の抑制を図りつつ、効率

的かつ効果的な公共サービスを実現するものでございます。

地方公共団体は、PFI法に基づき、一定規模以上の公共施設を整備するPFI事業を実施する場合には、あらかじめ議会の議決を経る必要がございます。このため、PFI事業の個々の案件については、住民の理解、議会の議決等必要な手続を経て進められるものと承知をしているところでございます。

水道事業の広域化とコンセッション方式の導入についてお尋ねがございました。

水道利用人口の減少や施設の老朽化が進む中で、安定的な経営を確保し、効率的な整備・管理を実施するためには、地域の実情に応じて事業の広域化を行うことが重要でございます。また、公共施設の運営を幅広く民間に委ねるコンセッション方式を推進することによりまして、新技術の採用や料金の設定など、民間の創意工夫を活用することも重要でございます。

このため、全閣僚により構成されておりますPFI推進会議において昨年の五月に決定したPPP/PFI推進アクションプランでは、水道をコンセッション事業推進の重点分野の一つに位置づけているところでございます。

内閣府としては、今後とも関係省庁と連携しながら、PPP、PFIを推進してまいりたいと考えております。(拍手)

(国務大臣松本純君登壇)

○国務大臣(松本純君) 田村議員より、震災対策について御質問をいただきました。
被災者の一日も早い生活となりわいの再建に向けて、政府一丸となって取り組んでまいります。被災者生活再建支援制度は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた方々の生活の再

建を支援することを目的としており、全壊や大規模半壊等の甚大な被害があった世帯を対象としております。

このような制度の被災者生活再建支援金の支援対象の拡大については、東日本震災を初め、過去の災害の被災者との公平性、他の制度とのバランス、国や都道府県の財政負担などを勘案して、慎重に検討すべきものと考えます。

また、被害程度の小さい一部損壊の被害を受けた方に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等の支援があり、地方自治体によつては、地域や災害の実情、財政事情などに応じて独自の支援措置を実施されているところであります。

今後とも、被災者の生活支援が速やかに行われるよう、また、過去の災害における知見などを生かし、災害が直接的な原因となる以外で亡くなる方が一人でも少なくなるよう、今後とも、政府、自治体、関係者がしっかりと連携して取り組んでまいります。(拍手)

○副議長(川端達夫君) 足立康史君。

(足立康史君登壇)

○足立康史君 日本維新の会の足立康史です。

私は、党を代表して、ただいま議題となりました二法案について質問します。(拍手)

私たち日本維新の会は、東京一極集中の是正を党の綱領に掲げる地方分権政党であります。地方の衰退という国民の不安を解消し、国を発展させていくためには、首都機能を担うことのできる大阪都をつくり、大阪を副首都とすることで東京一極集中を打破する、さらには二極から多極へと地方の自立した発展を促す、そうした分権型の国づくりを目指してまいります。

ところが、安倍政権の地方創生は、残念ながらかけ声倒れ。福島復興と沖縄の基地問題を混乱させた前政権の失政よりはましではありますが、二〇二〇年に地方と東京圏との転出入の均衡を図るという安倍政権の目標は、残念ながら絵に描いた餅。東京圏への転入超過は、依然として年間十二万人近くに及んでいます。

安倍政権は、本心に、東京一極集中を是正する意思をお持ちなのでしょうか。お持ちであれば、それをどのような方策で実現しようとしているのでしょうか。山本担当大臣に伺います。

初代の地方創生相、石破大臣の肝いりで成立したまち・ひと・しごと創生法に基づく五カ年計画は、本年中でも折り返し点を迎えます。高市大臣も、地方財政計画において、まち・ひと・しごと創生事業費を引き続き一兆円確保すると胸を張っておられますが、しよせんは一般財源でありまして。仮に、まち・ひと・しごと創生事業費の確保が自治体の予算配分に影響を与えたという事実があるのであれば、具体的に示してください。

私たちは、地方の自立した発展を実現するためには税源と権限の大胆な再配分が不可欠であると考えていますが、東京一極集中を是正するための安倍政権の取り組みは、地域再生法に基づく地方拠点強化税制など、余りに小粒であります。ちなみに、当該税制が本社機能の地方移転に影響を与えたという事実はあるのでしょうか。

そもそも、私たちは、近畿圏や中部圏の中心部が支援対象から外れていることに異論を唱えてまいりましたが、まずは、地方拠点強化税制の成果について御答弁ください。

総務省は、規制についても自治体の手足を縛り過ぎです。
吉村洋文市長率いる大阪市は、市営地下鉄の民

営化に取り組んでいますが、昨年の予算委員会でも指摘したように、いわゆる公の施設の民営化に係る地方自治法の不合理な規定が障害となつて、膠着を余儀なくされています。

東京メトロは国会の過半数で民営化されたにもかかわらず、市営地下鉄を大阪市議会の過半数で民営化できないのは、余りに理不尽ではないでしょうか。総務大臣の見解を伺います。

大阪市議会においては、そうした不合理な法令を盾に、地下鉄民営化の基本方針に賛成しておきながら、条例案の採決には時期尚早と批判をし、可能性があると示唆をしている会派もあります。地域活性化に資する民営化への取り組みを妨害するすべを少数会派に与えている地方自治法の不合理な規定は、早晩見直すべきであると改めて訴えておきたいと存じます。

これまで、橋下・松井改革の意義を認めようとせず、あろうことが、大阪府が起債許可団体に転落したのは橋下・松井府政のためであるとのデマさえ吹聴されてきました。

そこで、最後に、大阪府の財政について確認的に伺います。
第一に、太田府江府政では増加を続けていた大阪府の借金が橋下・松井府政で減少に転じたこと、第二に、太田府政では、資金不足を補うために減債基金の流用が拡大し五千二百億円に上ったこと、さらには橋下・松井府政がそれを再建しつつあること、第三に、大阪府が起債許可団体に転落したのは、橋下・松井府政の結果ではなく、それ以前の放漫財政の結果であること、以上三点について総務大臣の明快な答弁を求め、私の質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

午後三時三十七分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 安倍 晋三君
財務大臣 麻生 太郎君
総務大臣 高市 早苗君
厚生労働大臣 塩崎 恭久君
経済産業大臣 世耕 弘成君
国務大臣 石原 伸晃君
国務大臣 松本 純君
国務大臣 山本 幸三君
出府内閣官房副長官及び副大臣
内閣官房副長官 萩生田光一君
総務副大臣 原田 憲治君
財務副大臣 木原 稔君

○議長の報告

(議決通知)

一、去る九日、本院は、公正取引委員会委員に青木玲子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る九日、本院は、国家公安委員会委員に安藤裕子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る九日、本院は、預金保険機構理事長に三國谷勝範君を、同理事に関一穂君及び久田高正君を、同監事に町田恵美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る九日、本院は、情報公開・個人情報保護審査会委員に南野聡君、泉本小夜子君及び山本隆司君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る九日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に高橋正美君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、労働保険審査会委員に小賀野晶一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る九日、本院は、中央社会保険医療協議会公益委員に中村洋君及び長谷川ふ佐子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る九日、本院は、社会保険審査会委員長に瀧澤泉君を、同委員に高野伸君及び吉山敦子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、中央労働委員会公益委員に荒木尚志君、三輪和雄君、植村京子君、沖野眞巳君、鹿野菜穂子君、鎌田耕一君、木本洋子君、中窪裕也君、松下淳一君、横溝久美君、森戸英幸君、両角道代君、山川隆一君、山下友信君及び山本眞弓君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
一、去る九日、本院は、運輸審議会委員に根本敏則君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る九日、本院は、公害健康被害補償不服審査会委員に石井彰君及び武田克彦君を任命することに同意した旨内閣に通知した。
(通知書受領)
一、去る九日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。

平成二十九年二月九日
内閣総理大臣 安倍 晋三
衆議院議長 大島 理森殿
私は、平成二十九年二月九日(木)午後七時羽田空港発、二月十三日(月)午後六時三十五分同空港着の予定で、アメリカ合衆国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

一、去る十日、菅内閣総理大臣臨時代理から大島議長宛て、次の通知書を受領した。
内閣閣第一九号
平成二十九年二月十日
内閣総理大臣臨時代理 菅 義偉
衆議院議長 大島 理森殿
天皇皇后両陛下のベトナム国御訪問の御日程について
標記について、本日(二月十日(金))の閣議において別紙のとおり報告されましたので、通知いたします。

(別紙)

御日程の概要

月 日	曜日	御 日 程
二月二十八日	火	東京 御発 ハノイ 御着(ベトナム国)
三月一日	水	同地御滞在
三月二日	木	フエ 御着
三月三日	金	同地御滞在
三月四日	土	同地御発
三月五日	日	バンコク 御着(タイ国)
三月六日	月	同地 御発 東京 御着

(報告書受領)

一、去る十日、内閣から次の報告書を受領した。
産業競争力強化法第六十条第十項の規定に基づき平成二十八年度産業競争力強化のための重点施策の進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関する報告

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律附則第十條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五條第二号の規定による廃止前の国有林野事業の改革のための特別措置法第十七條の規定に基づき平成二十七年における国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第三十一條の規定に基づき平成二十七年における日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告
(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

予算委員
辞任
奥野 信亮君
國場幸之助君
佐田玄一郎君
玉木雄一郎君
牧島かれん君
八木 哲也君
山田 賢司君
山尾志桜里君
奥野 信亮君
國場幸之助君
佐田玄一郎君
玉木雄一郎君

補欠
牧島かれん君
八木 哲也君
山田 賢司君
山尾志桜里君
奥野 信亮君
國場幸之助君
佐田玄一郎君
玉木雄一郎君
辞任
宮内 秀樹君
小山 展弘君
三ッ林裕巳君
金子 恵美君
補欠
三ッ林裕巳君
金子 恵美君
宮内 秀樹君
小山 展弘君

吉田 宣弘君 真山 祐一君
本村 伸子君 高橋千鶴子君
下地 幹郎君 伊東 信久君
議院運営委員

辞任

補欠

鬼木 誠君 佐々木 紀君
牧島かれん君 熊田 裕通君
小山 展弘君 吉良 州司君
吉田 宣弘君 岡本 三成君
熊田 裕通君 牧島かれん君
佐々木 紀君 鬼木 誠君
吉良 州司君 小山 展弘君
岡本 三成君 吉田 宣弘君

(公聴会開会承認)

一、予算委員長から提出した次の公聴会開会承認要求に対し、議長は昨十五日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

平成二十九年年度一般会計予算

平成二十九年年度特別会計予算

平成二十九年年度政府関係機関予算

一、意見を聞こうとする問題

平成二十九年年度総予算について

右によつて公聴会を開きたいから衆議院規則第七十八条により承認を求める。

平成二十九年二月十四日

予算委員長 浜田 靖一

衆議院議長 大島 理森殿

(議案提出)

一、去る十日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律案

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

平成二十九年二月十六日 衆議院会議録第六号

議長報告

農業競争力強化支援法案

農業機械化促進法を廃止する等の法律案

主要農作物種子法を廃止する法律案

都市緑地法等の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

ギャンブル等依存症対策基本法案

(調査要求承認)

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十四日いずれもこれを承認した。

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、財政に関する事項

二、税制に関する事項

三、関税に関する事項

四、外国為替に関する事項

五、国有財産に関する事項

六、たばこ事業及び塩事業に関する事項

七、印刷事業に関する事項

八、造幣事業に関する事項

九、金融に関する事項

十、証券取引に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十九年二月十四日

財務金融委員長 御法川信英

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、農林水産関係の基本施策に関する事項

二、食料の安定供給に関する事項

三、農林水産業の発展に関する事項

四、農林漁業者の福祉に関する事項

五、農山漁村の振興に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、その対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十九年二月十四日

農林水産委員長 北村 茂男

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十五日いずれもこれを承認した。

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十九年二月十五日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

二、調査の目的

国際情勢その他の外交関係事項を研究調査し、わが国外交政策の樹立に資するため

三、調査の方法

関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十九年二月十五日

外務委員長 三ツ矢憲生

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、厚生労働関係の基本施策に関する事項

二、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する事項

三、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する事項

二、調査の目的

右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成二十九年二月十五日

厚生労働委員長 丹羽 秀樹

衆議院議長 大島 理森殿

国政調査承認要求書

一、調査する事項

一、経済産業の基本施策に関する事項

二、資源エネルギーに関する事項

三、特許に関する事項

四、中小企業に関する事項

五、私的独占の禁止及び公正取引に関する事項

項

六、鉱業等に係る土地利用の調整に関する事項

二、調査の目的

経済産業の実情を調査し、その発展に関する対策を樹立するため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求めらる。

平成二十九年二月十五日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員 大島 理森殿

衆議院議員 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る九日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府が現行法上の確に對処できないとしている藥物テロ事案に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

政府が現行法上の確に對処できないとしているハイジャックテロ事案に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

日米防衛相会談に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

稲田防衛大臣の法的な意味における戦闘行為との答弁に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

安倍総理の東京オリンピック招致演説に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

米国防務省の価値の共有に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

オスプレイの横田基地配備および木更津駐屯地の定期機体整備等その他オスプレイの配備に関する質問主意書(近藤昭一君提出)

「三元号」に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

内閣が提出検討中の法律案の性質に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

組織犯罪処罰法改正案の提出をめぐり政府の真意と法案の危うさに関する質問主意書(仲里利信君提出)

UNMISと南スーダン政府軍の戦闘事態に関する質問主意書(階猛君提出)

安全保障理事会の対南スーダン武器禁輸決議案に関する質問主意書(階猛君提出)

面会交流支援事業の対象者に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

沖縄県における日本国憲法の適用開始の時点に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

安倍総理とトランプ大統領のゴルフプレーに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

安倍総理がアメリカのTPP離脱を承認したことに関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

就籍ならざる無戸籍者に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

公文書であるPKO活動の日々報告の管理状況に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

入れ墨がある人の公衆浴場での入浴に関する質問主意書(初鹿明博君提出)

奨学金等を通じた教育の機会均等の実現に関する質問主意書(長妻昭君提出)

一、去る十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

政府の撮影した映像を報道機関に提供する際の基準等に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

一、昨十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

公衆の面前で国家安全保障上の機密対応をすることの是非に関する質問主意書(逢坂誠二君提出)

(答弁書受領)

一、去る十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に対する答弁書

平成二十九年一月三十一日提出
質問 第四一 号

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問主意書

質一％弱、名目一％半ば程度を前提にした「ベースラインケース」の両方で試算しているが、この経済成長の設定は妥当なものであるのか。特に経済再生ケースの成長率は高すぎるのではないか。政府の見解を示されたい。

二 二〇一八年度の中間評価に関し、消費税率の再引き上げを二〇一九年十月に延期するとされたことから、こうした影響を踏まえる必要があるとされているが、消費税率の再引き上げ延期決定は二〇一六年六月であり、なぜ今になって消費税率の再引き上げ延期の影響を踏まえる必要が発生したのか。本来であれば、消費税率再引き上げ延期を決定した二〇一六年六月の時点で、その影響を踏まえることを念頭に置くべきであらうし、少なくとも昨年七月の前回試算時に中間評価への影響について言及すべきだったと思われるが、その時点で中間評価への影響に言及しなかった理由はなにか。その時点では、消費税再引き上げの影響が中間評価には及ばないと判断し、その後の事情の変化により、影響が及ぶと判断したと思われるが、その事情の変化は何か。これらの諸点について、政府の見解を示されたい。

三 「経済再生ケース」において公債等残高の対GDP比率は二〇一七年度から二〇二五年度にかけて低下していくが、その理由を明らかにされたい。

四 二〇二三年度以降は長期金利が名目GDP成長率を上回り、低金利で発行した既発債のより高い金利による借り換えが進んでいくため「留意が必要だ」としているが、これは、二〇二六年度以降は公債等残高の対GDP比率は上昇傾向に転じていくことを意味しているのか。政府の見解を示されたい。

五 試算では、名目GDPが、二〇二〇年度に六百兆円、二〇二四年度に七百兆円に拡大するとしているが、その根拠を示されたい。

六 政府は二〇二〇年度にPBを黒字にするとの目標を掲げているが、これは国際社会にも公約したものと理解して良いか。見解を示されたい。

七 政府は二〇一八年度に行う予定の財政状況の中間評価では、二〇一八年度時点で赤字をGDPの一％程度に抑える「目安」を設けているが、試算は二〇一八年度の赤字がGDPの二・四％までしか縮小しないと予測している。これは事実上、「目安」が達成できないことを意味するが、そのような認識で良いか。また、この「目安」が達成できないことを政府はどのように受け止めているのか。見解を示されたい。

八 試算によれば、経済再生ケース、ベースラインケース、いずれにおいても収支改善が遅れることが明らかにになり、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化は難しいと判断される。この点に関する政府の見解を示されたい。

九 安倍総理は、平成二十九年一月二十日の施政方針演説では、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化に触れなかったが、もはや基礎的財政収支の黒字化は重要とは考えていないのか。政府の見解を示されたい。

十 試算で言及されている、GDP規模、二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化目標、債務残高のGDP比、これらのうち現時点で政府が特に目標達成が必要だと考えるものは何か。その優先順位はどのようなものか。見解を示されたい。

十一 名目成長率が一％台半ば、実質成長率が一％弱というベースラインケースだと、基礎的

財政収支は黒字にならず、二〇二〇年度以降も再び悪化するという予測が示されている。債務残高GDP比も上昇が続くが、政府はこうした状況もあり得ると判断しているのか。見解を示されたい。

二について 御指摘の昨年七月の「中長期の経済財政に関する試算（平成二十八年七月二十六日経済財政諮問会議提出）」では、「経済・財政再生計画」で、集中改革期間における改革努力のメルクマールとして設定した二十八年年度の基礎的財政収支赤字対GDP比▲一％程度の目安について、二十七年年度予算の姿も見極めつつ、過度な歳出抑制にならぬよう、消費税率再引上げの二十九年十月への延期の影響に点検・適切な対応を行うこととしている」としており、「中間評価への影響に言及しなかった」との御指摘は当たらない。

内閣衆質一九三第四一号
平成二十九年二月十日
内閣総理大臣臨時代理 菅 義偉
国務大臣 大島 理森殿
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に對する答弁書

一 月試算の経済再生ケースにおいては、地方の基礎的財政収支の対GDP比の改善が進むとともに、低金利の効果もあり、公債等残高対GDP比は低下していく姿となっている。

（別紙）
衆議院議員逢坂誠二君提出二〇二〇年度のプライマリーバランス黒字化に関する質問に對する答弁書

三について 一 月試算の経済再生ケースにおいては、地方の基礎的財政収支の対GDP比の改善が進むとともに、低金利の効果もあり、公債等残高対GDP比は低下していく姿となっている。

二 長期の経済財政に関する試算（平成二十九年一月二十五日経済財政諮問会議提出。以下「二月試算」という。）においては、経済再生ケースとして、デフレ脱却・経済再生に向けた経済政策の効果が着実に発現することで、日本経済がデフレ前のパフォーマンスを取り戻す姿を試算する一方、ベースラインケースとして、

四について お尋ねの「二〇二六年度以降の公債等残高の対GDP比率」については、試算を行っていないため、お答えすることは困難である。

経済が足下の潜在成長率並みで将来にわたって推移する姿を試算している。これは、政府の掲げる経済再生と財政健全化のこれまでの進捗状況とともに、今後、目標実現のために必要となる取組の検討に必要な基礎データを提供するため、経済再生ケースとベースラインケースの二つのケースを比較考量できるようにお示ししているものである。

五について 一 月試算の経済再生ケースにおいて、名目GDPが二十二年年度に六百兆円、二十二十四年度に七百兆円を上回るの、日本経済がデフレ前のパフォーマンスを取り戻すことで、中長期的に名目GDP成長率が三パーセント以上で推移する姿となっているためである。

六について お尋ねの「国際社会にも公約した」との意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、二十十年のG20トロント・サミット以降、国際会議の場で、二十二十年の国・地方

のプライマリ・バランスの黒字化に向けてしっかりと努力をしていくということについて、国際社会に向けて表明してきたところである。

を三本柱として、「経済・財政一体改革」に取り組んでまいりたい。

七について
「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」(平成二十七年六月三十日閣議決定)に盛り込まれた「経済・財政再生計画(以下「経済・財政再生計画」という。)においては、「集中改革期間における改革努力のメルクマールとして、二十十八年度(平成三十年)度のPB赤字の対GDP比▲一%程度を目安とする」としている。

政府としては、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、六百兆円経済の実現や二十年度の基礎的財政収支の黒字化の実現及び債務残高の対GDP比を中長期的に着実に引き下げていくことをいずれも目指している。

その後、消費税率の再引上げを二十九年十月に延期することとされたことから、中間評価に当たっては、こうした影響を踏まえる必要がある。

平成二十九年一月三十一日提出
質 問 第 四 二 一 号
いわゆる共謀罪に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する再質問主意書

また、中間評価により、必要な場合は、デフレ脱却・経済再生を堅持する中で、歳出、歳入の追加措置等を検討していくこととなる。

提出者 逢坂 誠二
いわゆる共謀罪に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する再質問主意書

我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、デフレ脱却・経済再生を図りつつ、その持続可能性を確保することが重要である。

先般提出した「いわゆる共謀罪に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する質問主意書(質問第六号)」に対する答弁書(内閣衆質一九三第六号。以下「答弁書」という。)の内容に疑義があるので、以下質問する。

これまで、社会保障の改革を含め、徹底的な重点化、効率化など歳出削減にも取り組んできたところであり、この結果、社会保障関係費については、安倍内閣発足後の二十三年度以降の五年間において、その実質的な伸びを年平均均五千億円に抑えることができるなど、歳出改革の取組は着実に成果を上げている。

一 平成二十九年一月十七日の官房長官の記者会見での「一般の方が対象になることはあり得ず」という発言は広く国民に向けられたものであると理解して良いか。

政府としては、御指摘の「二〇二〇年度の基礎的財政収支の黒字化」に向けて、引き続き、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、経済・財政再生計画に沿って、「デフレ脱却・経済再生」、「歳出改革」、「歳入改革」

二 答弁書では、「法律案については現在検討中であり、その具体的な内容等に係るお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である」と示されたが、平成二十九年一月十七日の官房長官の記者会見での「一般の方が対象になることはあり得ず」という発言と整合性がないので

はないか。答弁書のいうように「現時点でお答えすることは困難である」ならば、国民はどのようにして「一般の方が対象になることはあり得ず」と確信を持てばよいのか。また官房長官の当該発言はどのような意図でなされたのか。広く国民に向けられたものではないのか。政府の見解を示されたい。

三 平成二十九年一月二十日の金田法務大臣の閣議後の記者会見でも「国際組織犯罪防止条約、いわゆるTOC条約を締結するための法整備については、その必要性や、同条約に基づいて重大な犯罪の合意を犯罪化したとしても一般の方々が処罰の対象になることはあり得ないことや法整備の必要性について、国民の皆様との十分な御理解を得られるよう努めていく必要があると考えています」と表明されている。官房長官のみならず、法務大臣も同趣旨の発言を行っており、かかる認識は安倍政権の閣僚の、国民に対する共通認識であると思われる。このように様々な機会で広く国民に「一般の方々が処罰の対象になることはあり得ない」との趣旨の発言が行われているにも関わらず、答弁書のいうように「現時点でお答えすることは困難である」との認識を維持するのか。政府の見解を示されたい。

四 平成二十九年一月二十日の金田法務大臣の記者会見では、「法案の具体的な在り方については、現在、最終的な詰めを行っているところですが、ただいま申し上げたような限定をした場合には、処罰の範囲が大幅に限定され、一般の方々が処罰されることはあり得ないことが一層明確となつて、かつての「組織的な犯罪の共謀罪」とは全く異なる」と重ねて表明している。わが国は罪刑法定主義に拠っており、日本国憲法

第三十一条でも、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定されている。かかる日本国憲法第三十一条の要請するところによれば、政府高官が「一般の方々が処罰されることはあり得ない」と表明すること、いわゆる共謀罪の対象が具体的にどのような者に及ぶのかを明らかにするのは同時に行われるべきであると思われるが、これに対する政府の見解を示されたい。

五 政府高官が具体的に処罰される者を明示せず、「一般の方々が処罰されることはあり得ない」と表明することは、日本国憲法第三十一条の要請するところの適正手続きに反するのではないか。仮に政府が反しないと判断しているにしても、速やかに処罰される者を具体的に明示すべきではないか。政府の見解を示されたい。右質問する。

内閣衆質一九三第四二号
平成二十九年二月十日
内閣総理大臣臨時代理 菅 義偉
国 務 大 臣
衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出いわゆる共謀罪に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員逢坂誠二君提出いわゆる共謀罪に関し一般人は含まれないとする菅官房長官の発言内容に関する再質問に対する答弁書

一から五までについて
御指摘の記者会見における菅内閣官房長官の

発言は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第五条1(a)(i)に規定する行為を犯罪とする法整備についての政府の考え方を述べたものであり、その趣旨は、先の答弁書(平成二十九年一月三十一日内閣衆質一九三第六号)一から五までについてお答えしたとおりである。当該記者会見の内容については、首相官邸のホームページを通じて広く国民に公開している。

他方、当該法整備に係る法律案については、現在検討中であり、その具体的な内容等に係るお尋ねについて、現時点でお答えすることは困難である。

なお、右に述べたように政府の考え方を明らかにすることは、「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定する憲法第三十一条との関係で問題を生じることとはないと考えられる。

平成二十九年二月一日提出
質問 第四三三号

内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する再質問主意書

提出者 逢坂 誠二

内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する再質問主意書

先般提出した「内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する質問主意書」(質問第一六号)に対する答弁書(内閣衆質一九三第一六号。以下「答弁書」という。)の内容

平成二十九年二月十六日 衆議院会議録第六号

に疑義があるので、以下質問する。

一 平成二十九年一月二十日の第百九十三回国会の施政方針演説における安倍総理の発言は、答弁書でいう「国会に対して議論を呼び掛ける」のではなく、さらに踏み込んだ「憲法審査会で具体的な議論を深めようではありませんか」と行政府の長である内閣総理大臣が立法院に対して憲法改正に関する議論を促すものであると受け止めているが、この点、政府はどのような認識を持っているのか。見解を示されたい。

二 答弁書でいう「国会に対して議論を呼び掛けることは禁じられているものではなく、三権分立の趣旨に反するものではないと考えている」ということの意味は、安倍総理の当該発言には何ら政治的な拘束力はなく、「政治上の見解」の「説明を行」ったに過ぎず、一定の効果を持つ政治意思の表明ではなかったと理解して良いか。

三 二に関連して、安倍総理の当該発言は「国会議員の中から指名された内閣総理大臣」の発言であること、「三権分立の趣旨に反するものではない」とことが答弁書で明示されており、一定の政治上の効果を国会に与えることを意図しているものではないのか。見解を示されたい。

四 日本国憲法第九十九条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」との規定によつて、総理大臣には日本国憲法を遵守し尊重する義務があると認識しているが、政府の見解を明らかにされたい。

五 総理大臣が憲法改正を主張するのは、日本国憲法第九十九条の規定に反すると思われるが、政府の見解を示されたい。

六 総理大臣が国会に対して、単に憲法に関する議論を促すのではなく、憲法の改正についての

議論を促すことは、日本国憲法第九十九条の義務に反すると思われるが、政府の見解を示されたい。
右質問する。

内閣衆質一九三第四三三号

平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理 菅 義偉
国務大臣 大島 理森殿

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出内閣総理大臣が国会に対して憲法改正の議論を促すことのできる根拠に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘の「さらに踏み込んだ」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の発言は、先の答弁書(平成二十九年一月三十一日内閣衆質一九三第一六号。以下「前回答弁書」という。)一及び二についてお答えしたとおり、国会に対して議論を呼び掛けたものと認識している。

二及び三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないため、お答えすることは困難である。いずれにしても政府としては、前回答弁書一及び二についてお答えしたとおり、議院の会議又は委員会において、憲法第六十七条の規定に基づき国会議員の中から指名された内閣総理大臣が、憲法に関する事柄を含め、政治上の見解、行政上の

事項等について説明を行い、国会に対して議論を呼び掛けることは禁じられているものではないと認識している。

四から六までについて

政府としては、憲法第九十九条は、日本国憲法が最高法規であることに鑑み、国務大臣その他の公務員は、憲法の規定を遵守するとともに、その完全な実施に努力しなければならない趣旨を定めたものであつて、憲法の定める改正手続による憲法改正について検討し、あるいは主張することを禁止する趣旨のものではないと考えている。

平成二十九年二月一日提出
質問 第四四号

介護福祉士試験の受験申込者数半減に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

介護福祉士試験の受験申込者数半減に関する質問主意書

社会福祉振興・試験センターによると、平成二十九年一月二十九日に実施された国家資格である介護福祉士の試験の受験申込者数が、昨年の約十六万人から半減し、七万九千人余となりました。今年度の受験者数大幅減は、実務経験ルートを受験資格として、無資格者で四百五十時間、ヘルパー二級や初任者研修を修了している者で三百二十時間の実務者研修の受講が義務付けられたことが原因と考えられますが、政府の見解を伺います。

一 既に介護職員として従事している者にとつて、三百二十時間の研修時間を確保することは非常に難しい上、研修にかかる費用を事業主の

負担で受講出来るとも限らず、時間的にも経済的にも重い負担となつてゐると考えられます。

今回の受験資格が示された当初から、このような点は指摘されており、実務者研修は二〇一二年から実施予定であつたものが、二度にわたつて延期され、研修時間も六百時間から短縮されてゐました。

今年度実施をして、当初の予想以上に介護人材不足に拍車をかける結果になつてしまつたことから、研修時間の更なる見直し等を検討すべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

二 受験申込者数の半減の要因として、実務者研修を高額の研修費をかけて受講しても、実際に賃金が大幅に引き上がる可能性が低いことも影響してゐると考えられます。

介護福祉士の資格を取ることで賃金が大幅に上がるような報酬体系にしないと、受験資格を得るのにかかる費用とその後賃金上昇によつて得られる利益を比較して、プラスにならないと判断して受験を断念する者が益々増加すると考えられます。

国家資格である介護福祉士の資格取得によつて賃金が大幅に引き上がるような報酬体系にする必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

内閣衆質一九三第四四号
平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員初鹿明博君提出介護福祉士試験の受験申込者数半減に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出介護福祉士試験の受験申込者数半減に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「実務経験ルート」で介護福祉士となる資格を取得しようとする者（以下「実務経験ルート」の者という。）の介護福祉士試験の受験資格の要件として、御指摘の「実務者研修」（以下「実務者研修」という。）の受講により介護福祉士として必要な知識及び技能（以下「介護福祉士として必要な知識等」という。）を修得したことを課すこととしているが、これは、近年の介護サービスに対する国民のニーズの多様化・高度化に対応して介護福祉士の資質の向上を図ることを目的としてゐるものである。実務経験ルートの者が介護等（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二条第二項に規定する介護等をいう。）の業務の実務経験だけでは修得が困難な介護福祉士として必要な知識等を修得するためには、実務者研修について現行制度上定めてゐる科目、時間数等からなる内容の教育が行われることが必要であると考えており、現時点においては、お尋ねの「研修時間の更なる見直し等」を行うことは考えていない。

なお、実務者研修の教育の内容に相当するものと認められる研修であつてあらかじめ厚生労働大臣に届け出られたもの（以下「厚生労働大臣に届け出られた研修」という。）を修了した者が実務者研修を受講する際に、厚生労働大臣に届け出られた研修で既に履修したものと認められる科目については、実務者研修において当該科目の履修の免除をすることができるとするなど、実務者研修の受講者の負担軽減にも努めて

てゐるところである。

二について

お尋ねの「大幅に」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、平成二十九年四月に予定している介護報酬改定において、介護職員の処遇改善加算（以下「加算」という。）について、加算の額を介護職員一人当たり月額一万円相当引き上げる区分を新たに設けることとしており、介護福祉士の資格の取得等に応じて介護職員が昇給する仕組みを介護サービス事業者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十二第一項に規定する介護サービス事業者をいう。）が設けること等を当該区分の加算の算定の要件とする予定である。

平成二十九年二月一日提出
質問 第四五号

国立大学法人への文部科学省職員の派遣および出向等の状況に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

国立大学法人への文部科学省職員の派遣および出向等の状況に関する質問主意書

国立大学法人は、国立大学法人法第一条で「大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国の高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることが目的である」と示され、国立大学法人法第三条では、「国は、この法律の運用に当たっては、国立大学及び大学共同利用機関における教育研究の特性に常に配慮しなければならない」と規定されている。政府は、このように国立大学法人の教育研究の特性に常に配慮すべきであるにもかかわらず、文部科学省職員の国立大学法人への派遣および出向等の実態は不

透明であり、国民は不信を抱かざるを得ない。このような観点から、以下質問する。

一 文部科学省職員の身分を有する者、あるいはかつて文部科学省職員の身分を有していた者が、派遣、出向など形式の如何を問わず、国立大学法人で教育職、研究職、事務職あるいは理事などの役員として勤務されていると承知しているが、何を目的にして、政府はそうした勤務を行わせてゐるのか。教育職、研究職、事務職および役員のそれぞれについて、政府の見解を示されたい。

二 一の勤務は、どのような法的根拠で行われてゐるのか。政府の見解を示されたい。

三 全国の国立大学法人で、教育職、研究職、事務職および役員として勤務する者のうち、文部科学省職員の身分を有する者、あるいはかつて文部科学省職員の身分を有していた者は、現在、何名なのか。政府の見解を示されたい。

四 文部科学省職員の身分を有する者、あるいはかつて文部科学省職員の身分を有していた者が、国立大学法人で継続的かつ特定の職種で勤務することは、国立大学の自主性を失わせるなど弊害があると考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

内閣衆質一九三第四五号
平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員逢坂誠二君提出国立大学法人への文部科学省職員の派遣および出向等の状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出国立大学法人への文部科学省職員の出向および出向等の状況に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

御指摘の「文部科学省職員の身分を有する者」、「かつて文部科学省職員の身分を有していた者」、「派遣」及び「教育職、研究職、事務職」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、文部科学省から国立大学法人への出向は、国立大学協会の平成二十一年六月十五日付け「国立大学法人の幹部職員の人事交流について（申合せ）」を踏まえ、任命権を有する国立大学法人の学長からの要請に基づいて行われており、同省から推薦された職員を実際に採用するか否か、あるいは採用した者を学内でどのように活用するかについては学長が判断している」と承知している。同省からの出向者は、国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第十条第二項の理事である「役員」又は同法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十六条の「職員」として、それぞれ学長の指揮監督の下で職務を遂行することから、同省からの出向によつてお尋ねの「国立大学の自主性」が損なわれることはないと考えている。

同省職員の国立大学法人への出向は、同省における業務を通じて得た知見を学長の意向に沿って大学改革や機能強化に役立てることができ、一方、国立大学法人での業務を経験することにより現場感覚を養い、その後の同省での業務に反映することができると考えている。

お尋ねの「二の勤務は、どのような法的根拠で行われているのか」の趣旨が必ずしも明らか

平成二十九年二月十六日 衆議院会議録第六号

ではないが、当該「役員」については国立大学法人法第十三条第一項の規定に基づき、当該「職員」については同法第三十五条において読み替えて準用する独立行政法通則法第二十六条の規定に基づき、国立大学法人の学長がそれぞれ任命していると承知している。

国立大学法人の学長の要請に基づき同省から当該国立大学法人へ出向し、平成二十九年一月一日現在、当該「役員」又は「職員」として、当該要請において遂行することを求められた職務を引き続き遂行している者は、二百七十六名である。

平成二十九年二月二日提出
質問 第四六号

日米地位協定の軍属に関する補足協定に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

日米地位協定の軍属に関する補足協定に関する質問主意書

二〇一七年一月十六日、日米両政府は「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（以下、日米地位協定の軍属に関する補足協定という）を締結した。また、同日の日米合同委員会において「合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力」（以下、軍属の扱いに係る日米合同委員会合意という）について合意している。

日米地位協定の軍属に関する補足協定や軍属の扱いに係る日米合同委員会合意は、二〇一六年四

議長報告

月に沖縄県うるま市で発生した元海兵隊員の米軍属（以下、元米兵軍属という）による当時二十歳の女性に対する暴行殺害事件（以下、うるま市における女性暴行殺人事件という）を受け、米軍人・軍属への特権付与や我が国の法律の適用免除等を規定する不平等・不公平な日米地位協定に怒り、沸騰した沖縄世論を鎮めんとするための日米両政府による対症療法にすぎない。

二〇一七年一月二十八日付の「沖縄タイムス」及び「琉球新報」によると、右女性暴行殺人事件で起訴された元米兵軍属の被告人の主任弁護士は、殺意を否定し、殺人罪の成立について争うものの、強姦致死罪と死体遺棄罪については、起訴事実を認める方針であることを明らかにしている。

私は、本土復帰前から復帰後の今日まで沖縄で多発する米軍人・軍属の犯罪は、不平等・不公平な日米地位協定によつて、我が国の警察権や裁判権が著しく制限されていることに起因しているものと理解する。不平等・不公平な日米地位協定の抜本的・全面的改正なしに、米軍人・軍属が惹起する犯罪から沖縄県民をはじめとする日本国民の基本的な人権や生命・身体、安全、人間としての尊厳が守られることはない。

日米地位協定の軍属に関する補足協定や軍属の扱いに係る日米合同委員会合意によつて、軍属の範囲の明確化を図ったところで、多発する米軍人・軍属の犯罪抑止としての効果は皆無であるに等しい。

以下、質問する。

一 日米地位協定の軍属に関する補足協定を締結するにあたり、政府が把握しているところの直近の日米軍属及び在沖米軍属の人数について陸・海・空・海兵隊の四軍別に示した上で、軍属の範囲を明確化することによつて米軍絡みの

事件・事故が抑止されると判断するに至った理由を明らかにされたい。

二 軍属の扱いに係る日米合同委員会合意の3で「軍属の構成員としての地位を付与する」とされた八つの種別に基づき軍属を分類すると、日米地位協定の軍属に関する補足協定の発効の前と後で、軍属の人数は具体的にどのように増減するのか。在日米軍属及び在沖米軍属それぞれについて陸・海・空・海兵隊の四軍別に示した上で、右補足協定締結の意義、すなわち政府のいう「従来の運用改善とは一線を画す画期的な意義」の意味するところを明らかにされたい。

また、右補足協定締結によつて、うるま市における女性暴行殺人事件で起訴された元米兵軍属の被告人は、軍属の構成員としての地位を付与されるのか。付与される場合、軍属の扱いに係る日米合同委員会合意の3で「軍属の構成員としての地位を付与する」とされた八つの種別のうち、どれに分類されるのか明らかにされたい。

なお、具体的な人数や右被告人が軍属としての扱いを受けるのか否かを公表できないのであれば、右補足協定及び日米合同委員会合意は、米軍人や軍属による犯罪抑止の観点において、何らの実効性も持たない「ザル協定」との非りを免れないと考えるが、政府の見解を示されたい。

三 軍属の扱いに係る日米合同委員会合意の3のf. の2でいう「合衆国軍隊の任務にとつて不可欠」であるか否か、また「任務の遂行のために必要な高度な技能又は知識を有している」か否かを認定する主体は、米国政府か、それとも日本政府か。また、認定する主体が米国政府である場合、当該認定を不服とする日本政府が異議

申し立てできるような制度設計になつてゐるか、その手続きについて明らかにされたい。

四 軍属の扱いに係る日米合同委員会合意の3のf.の2)のe)には「合同委員会により特に認められること」、また同合意の3のh.には「合同委員会によって特に認められる者」との規定があるが、かかる規定に基づき日米地位協定上の軍属の構成員としての地位が付与される場合、当該合意が公表される制度設計になつてゐるのか。仮に、当該合意があつた事実さえ非公表であれば、日米地位協定の軍属に関する補足協定や軍属の扱いに係る日米合同委員会合意は、「秘密協定」との非りを免れないと考えるが、政府の見解を示されたい。

五 軍属の扱いに係る日米合同委員会合意の5のd.には「a. にいう(コントラクター)の被用者が軍属の構成員としての資格を有するかにについて判断するための(見直しの進捗状況は、半年ごとに日本国政府との間で共有され、その最終的な結果は、協定の発効後二年以内に日本国政府に報告される」との規定がある。当該報告で政府が得た情報は、米軍基地が所在する都道府県や市町村(いわゆる関係自治体)との間で共有されるのか、情報提供の手続きについて明らかにされたい。

内閣衆質一九三第四六号
平成二十九年二月十日

内閣総理大臣臨時代理
国 務 大 臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定の軍属に関する補足協定に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員照屋寛徳君提出日米地位協定の軍属に関する補足協定に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの在日米軍の軍属の数については、米政府から、平成二十八年における在日米軍の軍属の数は約七千三百人であり、また、平成二十五年三月末における沖縄に駐留する米軍の軍属の数は千八百八十五人であるとの説明を受けているが、軍種別の数については承知してない。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定を補足する日本国における合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(平成二十九年外務省告示第二十九号。以下「補足協定」という)の締結によつて、右に示した在日本米軍の軍属の数及び沖縄に駐留する米軍の軍属の数が今後どのようになるかについては、補足協定が今後運用される中で把握されていくものであり、現時点で具体的にお示しすることは困難である。

また、日米両政府は、補足協定及び平成二十九年の合衆国軍隊の軍属に係る扱いについての協力に関する日米合同委員会合意(以下「日米合同委員会合意」という)に基づけば、御指摘の三元米兵軍属の被告人は軍属の構成員としての認定を受ける資格を有さないとの見解で一致している。

補足協定は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第一条(b)が規定する軍属の内容を国際約束の形で補足し、明確化するものである。政府としては、補足協定の着実な実施を通じて、日米間の協力が一層促進され、在日米軍の軍属に対する管理が一層強化されることによつて、在日米軍の軍属による事件・事故の再発防止が図られることを期待している。

三について
補足協定に規定する「コントラクターの被用者」が軍属の構成員としての認定を受けるための適格性を評価するのは、米政府であるが、日本政府として米政府が行う認定に対して疑義がある場合には、補足協定第二条に基づいて設置される作業部会(以下「作業部会」という)において、日本政府から当該疑義を提起し米政府との間で協議を行うこととなる。

四について
現時点において、特定の者に対してお尋ねの日米合同委員会合意の3. f. 2) e)にいう「合同委員会により特に認められること」又は日米合同委員会合意3. h. にいう「合同委員会によつて特に認められる者」に該当する者として軍属の構成員としての地位が付与されることが想定されているわけではないが、今後、必要に応じ、日米合同委員会において、個別の具体的な事例に即して協議され、当該協議を踏まえ日米間で軍属の構成員としての地位の付与に関する決定がされる場合には、当該決定に係る情報の扱いについても決定されることとなる。

五について

日米合同委員会合意により、米政府は、軍

属及び軍属として認定されたコントラクターの被用者の総数並びに日米合同委員会が決定する他の情報について、日本政府に対して定期的に報告することとなっているが、その手続きについては、作業部会を通じて定められることになっており、米政府から提供される情報の扱いについても、作業部会において定められることとなる。

一、去る十四日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員近藤昭一君提出二〇一六年十二月十三日に発生したオスブレイの名護市東沿岸墜落事故およびその他のオスブレイ事故に関する質問に対する答弁書

平成二十九年二月六日提出
質 問 第 四 七 号

二〇一六年十二月十三日に発生したオスブレイの名護市東沿岸墜落事故およびその他のオスブレイ事故に関する質問主意書

提出者 近藤 昭一

二〇一六年十二月十三日に発生したオスブレイの名護市東沿岸墜落事故およびその他のオスブレイ事故に関する質問主意書

二〇一六年十二月十三日に発生したオスブレイの名護市東沿岸墜落事故およびその他のオスブレイの事故にかかわる事項について、以下、質問します。

一 夜間空中給油訓練を行つていて事故が起きたときの時間、位置、高度、飛行速度、気象条件をお示しいただきたい。

二 防衛省によれば「給油が終了し、オスブレイのプロープ(補給口)とMC一三〇の給油ホース

を分離させた後、二十一時五分頃、乱気流等により、給油ホースとオスブレイのプロペラのブレード(羽)が接触し、ブレードが損傷した」というが、「乱気流等」の「等」とは何か。また大気の乱気流等によつて具体的に何が起きたのか。乱気流によつて機体が上下や左右に揺さぶられMC一三〇との距離が変化し、給油ホースがプロペラに接触したのか。オスブレイは揚力不足のため、大気の乱れや後方乱気流に弱いことが要因の一つではないか。

三 大破した機体の写真からは、オスブレイの補給口の蓋が開いたまゝのように見えるが、これは何を意味するのか。羽の損傷が起きたのが「給油が終了し、オスブレイのプロペラ(補給口)とMC一三〇の給油ホースを分離させた後」であるなら、一旦、補給口の蓋は閉じたはずであるが、写真ではそれが開いているように見えることは不可解である。この点をどう解釈するのか教えていただきたい。

四 最も重要なプロペラが損傷した後の飛行状況がほとんど明らかにされていないので、それを詳細に説明していただきたい。

五 今回の事故の重大な特徴は、滑空ができ、比較的安全とされる固定翼モードにおいて起きたことである。羽の損傷は、右の羽のどの辺りで起きたのか。そして、回転するうちに損傷はどうか広がったのか。その結果、損傷した方のエンジンが停止し、片方のプロペラだけで飛行したのか。あるいは、左右のバランスを取るため両エンジンともに停止し滑空のような形を取ったのか。

六 最初の事故位置からどのようなルートをとって名護市東沿岸までたどり着いたのか。また、その間、安定飛行が可能であつたのかどうか。

かを明らかにされたい。

七 キャンプ・シユワブまで残りわずか約五キロメートルのところでは、なぜ着水したのか。これは、制御が不能(例えば機体を水平に保持する操作ができなくなったなど)であつたことを示しているのではないか。

八 着水は水平に行うことができたのか。発見地点での写真によれば、左側の主翼はなくなり、左側に傾きながら着水したようにも見えるが、事実はどうか。水平飛行ができなくなつていたとすれば、これは制御不能をうかがわせるがいかがか。

九 パイロットおよび乗員はどの時点で機体から脱出したのか。

十 空中給油中にブレードとホースが接触したことが事故の原因とのことであるが、これまでオスブレイ以外の機種で、このような事故が起きたことはあるのか。

十一 防衛省が飛行及び空中給油再開の前に公表した二つの文書(沖縄県名護市沖に不時着水したMV二二オスブレイについて(二〇一六年十二月十九日)、「MV二二オスブレイへの空中給油再開について(二〇一七年一月五日)」を作成する基となつた、米海兵隊から提供された文書の原文の写しを公表していただきたい。これは、米海兵隊による事故に関する公式の説明であると考えられることから、原文のまま公開されるべきであろう。

十二 当初、政府は原因が究明されるまで飛行再開しないよう求めていたが、十二月十九日の飛行再開や、一月六日からの空中給油訓練の再開を、政府はともに容認した。政府として、現時点で事故の原因は究明されたと考えているのか。いとすれば、その理由を示してください。

い。右記、一乃至九のような疑問が残っている段階で、原因はいまだ闇の中であると考えられるが、政府としては、一乃至九のようなことは既に解明済みであると考えているのか。

十三 渉外関係主要都道府県知事連絡協議会が、「相次ぐ米軍航空機事故の再発防止の徹底等について」緊急要請を行い(二〇一六年十二月二十六日)、「事故後の同型機の飛行運用に関しては、関係自治体の意向を十分尊重すること」を申し入れている。政府として、これにどう対処したか明らかにしていただきたい。

十四 二〇一六年十二月十三日に普天間基地で、オスブレイが胴体着陸した事故について、これまでも脚部のトラブルで、胴体着陸を行った例は、米本国および日本国内で何件あるのか。

十五 今回の胴体着陸の事故は、どのクラスに分類されるのか。

十六 脚部の故障は、コンピュータ上のものか、脚部自体の機械的な故障であるのか、事故原因を明らかにされたい。

十七 オスブレイの事故が発生した際に、その事故について、米側からもたらされる報告には、どのような種類のものがあるのか、例えば、「メディア・リリース」(公表文)「事故調査報告書」などの名称とその内容及び、それらの報告が事故後どれくらいの期間で提出されるのか明らかにされたい。

十八 オスブレイのオートローテーション機能について、他の回転翼機のオートローテーション機能と比較して、それら他機種と同程度に安全に降下ができる高度を明らかにしていただきたい。右質問する。

内閣衆質一九三第四七号

平成二十九年二月十四日

衆議院議長 大島 理森殿
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員近藤昭一君提出二〇一六年十二月十三日に発生したオスブレイの名護市東沿岸墜落事故およびその他のオスブレイ事故に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員近藤昭一君提出二〇一六年十二月十三日に発生したオスブレイの名護市東沿岸墜落事故およびその他のオスブレイ事故に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十八年十二月十三日に沖縄県名護市の沖合で発生した垂直離着陸機MV二二オスブレイ(以下「MV二二」という。)の不時着水事故(以下「本件事故」という。)については、引き続き米側において調査しているところであり、お尋ねの「高度」及び「飛行速度」についてお答えすることは困難であるが、MC一三〇の給油ホースが事故機のプロペラに接触した時間は、同日二十一時五分頃であり、当該接触が起きた場所は、沖縄本島の東側の沿岸部から約四十海里離れた沖合の公海上の訓練空域内であり、また、当時の気象条件は、強風ではあつたが、夜間の空中給油を行うために許容される条件の範囲内であつたと承知している。

二について

本件事故については、引き続き米側において調査しているところであるが、政府としては、空中給油訓練の際にMC一三〇の給油ホースが事故機のプロペラに接触した原因としては、夜間の空中給油という搭乗員の高い技能を要する

オペレーションが強風、乱気流といった気象条件下で行われていたという環境要因のほか、人的要因も複合的に重なって発生した可能性が挙げられると考えている。なお、この分析については、米側とも見解が一致したところである。御指摘の「等」とは、右に述べたような可能性を踏まえて表記したものである。

三について

お尋ねの「オスプレイの補給口の蓋」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。四、六及び七について

本件事故については、引き続き米側において調査しているところであるが、政府としては、米側から、事故機は、MC一三〇とともに、沖縄本島の東側の沖合の公海上の訓練空域において、夜間の空中給油訓練を実施していた際、当該MC一三〇の給油ホースと事故機の右のプロペラが予期せぬ接触を起こし、事故機のプロペラのブレードが損傷し、また、その損傷はプロペラが回転するうちに拡大し、飛行が不安定な状態となったため、事故機のプロペラは、訓練地点に近いキャンプ・シュワブを指すこととし、搭乗員の安全確保及び飛行の継続の両立並びに地元への影響の極小化のため海岸沿いを飛行したが、途中、安全な飛行の継続が困難と認識し、浅瀬に不時着水したものであり、事故機の機体は、着水するまでプロペラのブレード以外に損傷はなく、また、最低限姿勢を制御でき、パイロットが意図した地点である浅瀬に着水したとの説明を受けたところであり、御指摘のように「制御が不能」であったとは認識していない。

五について

本件事故については、引き続き米側において調査しているところであり、お尋ねについてお答えすることは困難である。なお、米側からは、事故機の機体は、着水するまでプロペラのブレード以外に損傷はなく、また、最低限姿勢を制御できる状態にあり、パイロットが意図した地点である浅瀬に着水したとの説明を受けたところである。

八について

お尋ねの「写真」が具体的に何を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、本件事故について、米側から、事故機の機体は、着水するまでプロペラのブレード以外に損傷はなかったが、着水時の衝撃及びブレードの水面との接触により、かなりの損傷が生じたとの説明を受けたところである。

また、本件事故については、米側から、事故機の機体は、最低限姿勢を制御できる状態にあり、パイロットが意図した地点である浅瀬に着水したとの説明を受けたところであり、御指摘のように「制御不能」であったとは認識していない。

九について

本件事故については、米側から、事故機の機体は、最低限姿勢を制御できる状態にあり、パイロットが意図した地点である浅瀬に着水したとの説明を受けたところであり、事故機の搭乗員は着水後に機体から離れたものと認識している。

十について

防衛省において把握している限りでは、日本国内において、MV二二以外の機種で御指摘の「空中給油中にブレードとホースが接触したこ

と」を原因とする事故が発生したことは、なかったものと承知している。

十一について

政府としては、本件事故の発生以降、本件事故の原因、対策等について米側との間で集中的かつ緊密に協議を行ってきたところであり、その内容は可能な限り公表したところであるが、日米間のやり取りの詳細について明らかにすることは、米国との関係もあり、差し控えたい。

十二について

政府としては、本件事故の発生以降、本件事故の原因、対策等について米側との間で集中的かつ緊密に協議を行ってきたところである。

平成二十八年十二月十九日のMV二二の空中給油を除く飛行の再開については、米側から、本件事故は、空中給油訓練の際にMC一三〇の給油ホースが事故機のプロペラに接触したことによるものであり、集合教育、手順の確認及び地上におけるシミュレーターを用いた空中給油のシミュレーション等が完了した後に空中給油を実施すること、日本におけるMV二二の飛行を一時停止し、普天間飛行場に配備されているMV二二全機の機体構造、電気系統、エンジン、油圧機構等の飛行安全上の重要箇所全てについて点検し、問題がないことを確認していること等の説明を受けたところである。政府としては、この米側の説明につき、本件事故当時の気象状況、MV二二の機体構造、プロペラ損傷時に安全に着陸するための対応要領等について防衛省・自衛隊の専門的知見に照らして確認し、当該説明について合理性が認められると判断したところである。

平成二十九年一月六日のMV二二の空中給油の再開については、現時点において、本件事故

については、引き続き米側において調査しているところであるが、当時の天候は、夜間の空中給油を行うために許容される条件の範囲内であったと承知している。政府としては、空中給油訓練の際にMC一三〇の給油ホースが事故機のプロペラに接触した原因としては、夜間の空中給油という搭乗員の高い技能を要するオペレーションが強風、乱気流といった気象条件下で行われていたという環境要因のほか、人的要因も複合的に重なって発生した可能性が挙げられると考えている。なお、この分析については、米側とも見解が一致したところである。

さらに、政府としては、米側から、空中給油訓練は、今後とも、陸地から離れた海域の上空でしか実施せず、陸地の上空では実施しないことも確認したところである。

その上で、政府としては、米側から得た情報等を踏まえ、当該接触を引き起こした要因についてあらゆる可能性を分析した上で、当該要因について、これまで米軍が空中給油の再開に向けてとってきた安全対策が適切なものとなっているかについて評価を行った結果、本件事故の原因となり得る人的要因及び環境要因を幅広く網羅する再発防止策が全て実施されたことを確認し、これらの対策は、防衛省・自衛隊の専門的知見及び経験に照らしても妥当であることから、安全に空中給油を再開する準備は整ったものと考えたところである。

いずれにせよ、政府としては、MV二二を含め、米軍機の飛行に際しては、安全の確保が大前提であると考えており、米側に対し、引き続き事故の再発防止を強く求めてまいりたい。また、本件事故については、引き続き米側において調査しているところであり、政府としては、

米側から情報が得られ次第、関係地方公共団体等に対して丁寧に説明してまいりたい。

十三について

御指摘の渉外関係主要都道府県知事連絡協議会の緊急要請については、外務省においては小田原外務大臣政務官が、防衛省においては若宮防衛副大臣がそれぞれ対応し、平成二十八年九月以降、米軍機による事故が相次いで発生したことは遺憾であり、このような事故が繰り返されないようにするため、安全対策に最大限取り組みよう米側に強く働きかけていく旨を述べたところである。なお、政府としては、空中給油の再開に当たっては、関係地方公共団体等に対し、その内容を説明したところである。

いずれにせよ、政府としては、MV二二を含め、米軍機の飛行に際しては、安全の確保が大前提であると考えており、米側に対し、引き続き事故の再発防止を強く求めてまいりたい。また、本件事故については、引き続き米側において調査しているところであり、政府としては、米側から情報が得られ次第、関係地方公共団体等に対して丁寧に説明してまいりたい。

十四について

防衛省において把握している限りでは、平成二十八年十二月十三日にMV二二が普天間飛行場に帰投した際、機体に格納されている着陸装置(脚部)を機体から出すことができなかった事案(以下「本件事案」という。)以外に、これまで米国及び日本国内において、MV二二の着陸装置(脚部)を機体から出すことができなかった事案があったとは承知していない。

十五について

本件事案について、米側からは、機体そのものに着陸に伴う損傷はなく、乗組員も負傷して

いないことから、米国防省の定めるクラスAからクラスDまでの基準のいずれにも分類されていないとの説明をこれまで受けている。

十六について

本件事案の原因について、米側からは、電気系統の不具合により着陸装置(脚部)に故障が生じたものとの説明を受けている。

十七について

お尋ねの「米側からもたらされる報告」の意味するところが必ずしも明らかではないが、米側からは、平成二十八年十二月十三日付けで本件事故の概要に係る「プレスリリース」が、同月十九日付けでMV二二の飛行の再開に係る「メディアリリース」がそれぞれ公表されたと承知している。

また、米側における事故原因の調査報告書については、平成八年十二月二日の日米合同委員会合意では、米軍航空機の事故調査報告書の公表可能な写しの日本国政府への提供は、原則として、日本国政府による要請の日から六か月以内になされるものとされており、政府としては、米国政府に対し、平成二十八年十二月十九日に本件事故に係る事故調査報告書の公表可能な写しを提供するよう要請したところである。

十八について

御指摘の「他機種と同程度に安全に降下ができる高度」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五―八四四五 二番五号 独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門二丁目
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
（本体）	本号一部
一一〇円	二一八円